

平成21年第3回
美唄市議会定例会会議録
平成21年9月18日（金曜日）
午前10時00分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 報告第26号 美唄市地域医療問題調査特別委員会報告
- 第3 報告第27号 美唄市基本問題調査特別委員会報告
- 第4 委員長報告
 - 1 議案第64号 美唄市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更の件（総務・文教）
 - 2 議案第65号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更の件（総務・文教）
 - 3 議案第71号 個別外部監査契約締結の件（総務・文教）
 - 4 議案第66号 美唄市国民健康保険条例の一部改正の件（産業・厚生）
 - 5 議案第67号 平成21年度美唄市一般会計補正予算（第4号）（予算審査特別）
 - 6 議案第72号 平成21年度美唄市一般会計補正予算（第5号）（予算審査特別）
 - 7 議案第68号 平成21年度美唄市国民健康保険会計補正予算（第1号）（予算審査特別）
 - 8 議案第69号 平成21年度美唄市老人保健会計補正予算（第1号）（予算審査特別）

- 9 議案第70号 平成21年度美唄市介護保険会計補正予算（第2号）（予算審査特別）
- 10 認定第1号 平成20年度美唄市一般会計決算認定の件（決算審査特別）
- 11 認定第2号 平成20年度美唄市民バス会計決算認定の件（決算審査特別）
- 12 認定第3号 平成20年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件（決算審査特別）
- 13 認定第4号 平成20年度美唄市老人保健会計決算認定の件（決算審査特別）
- 14 認定第5号 平成20年度美唄市下水道会計決算認定の件（決算審査特別）
- 15 認定第6号 平成20年度美唄市介護保険会計決算認定の件（決算審査特別）
- 16 認定第7号 平成20年度美唄市介護サービス事業会計決算認定の件（決算審査特別）
- 17 認定第8号 平成20年度美唄市後期高齢者医療会計決算認定の件（決算審査特別）
- 18 認定第9号 平成20年度市立美唄病院事業会計決算認定の件（決算審査特別）
- 19 認定第10号 平成20年度美唄市水道事業会計決算認定の件（決算審査特別）
- 20 認定第11号 平成20年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件（決算審査特別）
- 第5 意見書案第8号 道路の整備に関する

る意見書

- 第6 意見書案第9号 国設・北海道中央
コンピュータ・カレッジの廃止
見直しを求める意見書
- 第7 意見書案第10号 2010年度国家予算編
成における教育予算の確保・拡充を
求める意見書
- 第8 意見書案第11号 勤労貧困層の解消
に向けた社会的セーフティネッ
トの再構築を求める意見書
- 第9 意見書案第12号 核兵器廃絶へすみ
やかな国際交渉の開始を求める
意見書
- 第10 陳情第1号 サン・スポーツランド
テニスコートの改修を求める陳情

◎出席議員（16名）

議長	内馬場	克	康	君
副議長	谷村	孝	一	君
1番	吉岡	文	子	君
2番	森川		明	君
3番	五十嵐		聡	君
4番	高田	正	則	君
5番	高橋	幹	夫	君
6番	阿部	義	一	君
7番	長谷川	吉	春	君
8番	米田	良	克	君
9番	白木	優	志	君
10番	小関	勝	教	君
11番	土井	敏	興	君
12番	本郷	幸	治	君
13番	紫藤	政	則	君
14番	林	国	夫	君

◎出席説明員

市	長	桜井	道夫	君
副市	長	斎藤	正紀	君
総務部	長	安田	昌彰	君
市民部	長	岩本	良一	君
保健福祉部長兼福祉事務所長		中川	直紀	君
商工交流部	長	岡嶋	博文	君
都市整備部	長	山口	隆慶	君
市立美唄病院事務局	長	高倉	雄治	君
消防	長	霜田	公法	君
総務部総務課総務係	長	村上	孝徳	君

教育委員会委員長	白戸	仁康	君
教 育 長	板東	知文	君
教 育 部 長	前田	敏和	君

選挙管理委員会委員長	後藤	泰彦	君
事務局 長	秋場	勝義	君

農業委員会会長	佐藤	博道	君
農業委員会事務局 長	林	忠男	君

監 査 委 員	扇谷		均	君
監査事務局 長	稲村	秀樹		君

◎欠席説明員

農 政 部 長	林	信孝	君
総務部総務課 長	小橋	一夫	君

◎事務局職員出席者

事務局 長	藤井	英昭	君
次 長	中平	匡司	君

午前10時00分 開議

●議長内馬場克康君 これより本日の会議を開きます。

この場合、説明員の欠席について次のとおり通知がありましたので、報告いたします。農政部長林信孝君は、公務のため欠席いたします。

●議長内馬場克康君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

12番 本郷幸治議員、

13番 紫藤政則議員、

を指名いたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第2、報告第26号美唄市地域医療問題調査特別委員会報告及び日程の第3、報告第27号美唄市基本問題調査特別委員会報告の以上2件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

この場合、地域医療問題調査特別委員会の委員長は議長ですが、副委員長から報告をいたします。

初めに、米田美唄市地域医療問題調査特別副委員長。

●美唄市地域医療問題調査特別副委員長米田良克議員（登壇） ただいま議題となりました報告第26号美唄市地域医療問題調査特別委員会の委員会報告について、ご報告申し上げます。

平成19年第2回定例会において、15人の委員で構成される美唄市地域医療問題調査特別委員会が設置され、「地域医療の確保に

ついて」を調査事項として、これまで10回にわたり委員会を開催し、調査をしてきましたので、その経過及び結果について、その概要をご報告いたします。

平成19年6月12日開催の委員会では、理事者から平成19年3月に策定された「美唄市地域医療マスタープラン」に基づく市立病院と労災病院の統合について、労働者健康福祉機構との間において協議された、「中間とりまとめ」の内容について報告があり調査いたしました。

主な質疑としまして、美唄市地域医療マスタープランと今回の「中間とりまとめ」で確認した事項の変更点は何か。また、ここに至るまでのプロセス・タイムスケジュールをどのように考えているのか、との質疑に対し、一つは、病床数がプランでは270床に対して、労災の300床を基本にしたことと、統合の時期を20年度としていたのを20年4月を目処に進めるということに変更になった。

また、プロセス・スケジュールについては、今後、機構は厚生労働省と協議をして、了解を得た場合、市と基本協定の締結という運びになり、市民への説明については、メロディーの臨時増刊号でしっかり市民に知らせると共に、「地域医療を守る会」や「医師会」「自治組織代表者会議」等を開催する、との答弁。

次に、医師の確保について協力体制はどういう状況になっているのか。また、医療機器や建物はどうなるのか。療養病床のあり方についてどう考えているのか、との質疑に対し、

医師の確保については、現状の市立と労災の先生方が残っていただけて、非常勤を常勤換算すると40名くらいと考えている。建物

等については、労災の資産を市に譲渡という形になっており、有償か、無償かという問題については、協議していく中で取りまとめることとしている。

また、療養病床については、マスタープランで示した内容で進めて行きたいと考えているが、今後の福祉体制や在宅医療も含めて対応していく。との答弁。

次に、統合の時期は平成20年4月ということだが、あと半年しかない中で様々な問題をクリアできるのか。更に、市民と新しい病院との信頼関係は大事なことから、協定書を結ぶ前に、市民からの意見や働いている人たちからの意見を十分に取り入れた形で、協定を結ぶ必要があると思うが、どのように考えているのか、との質疑に対して、統合の時期については、現実的に様々な課題があるが、統合に向けた新しい体制をとって、20年4月を目途に最大限努力する。住民等の合意形成については、具体的作業にあたって、働いている人の意思や意見、住民の意見を出来るだけ尊重する中、努力していく、との答弁。

次に、平成19年9月3日開催の委員会では、冒頭、理事者から「中間とりまとめ」後の医師確保の状況について、現時点で見込まれる医師数は25名程度であり、特に内科の医師不足が深刻な状況になっていること。

また、経営上の問題や職員の雇用などに新たな課題も生じてきたことから、早急に機構と話し合いを進めたい旨の報告がありました。

そのあと、統合に向けたシミュレーションの概要について説明を受け調査いたしました。

主な質疑としまして、今回示されたシミュレーションは、統合に向けて大幅な変更にな

る内容だが、議会としての意向を確認したいという理解でいいのか。また、別なものがあれば統一した見解を示して欲しいということなのか、との質疑に対し、医師の慰留に努めたが、25名程度となるとそれに見合った積算をせざるを得ない状況になった。そうすると300床を200床にしても、新たな不良債務が発生し、雇用対策でも大幅な削減という形で、相当厳しい条件になってきているので、このような課題を共通認識として、議会にもご協議いただきたい。との答弁。

次に、時期については、4月1日に実施できないという判断に立っているのか。また、推進する側で、こうしたいというものがなければダメではないか、との質疑に対し、マスタープランがシミュレーションに変わったということではなく、4月1日までに統合を目指すという考え方は変わっていない。ただ、難しいという現状課題を申し上げて、ご意見をいただきたいという趣旨で、今回説明をさせていただいた、との答弁。

次に、25人の医師の内訳を示してほしい、との質疑に対し、現在、勤務しているドクターを基本に、他からの招聘とか、大学からの派遣は数字には入っていない。労災の医師は機構が確認した数で、市は残っていただける予定者の数、合わせて25人というシミュレーションをしたものである。との答弁。

次に、25人の医師は、一人ひとり確認したのか。また、病院自体が小さくなるが、建物の移管によって、必要のない施設はどうするのか、との質疑に対し、医師の確認については、それぞれの院長が確認しているが、いろいろ条件等の問題もあり流動的である。ま

た、建物についても、一部使用ということをお願いする、との答弁。

次に、平成19年9月12日開催の委員会では、冒頭、9月7日に労働者健康福祉機構との協議経過について説明がありました。

その内容は、再度、機構と内科医師の確保など、新たな課題について協議したが、全国的な医師不足のため、機構傘下の労災からの派遣等は厳しい状況にあること、また、経営上の課題については、「中間とりまとめ」で確認した内容にとどまったところである。

このため、地域医療の確保は、最優先課題であると考え、市立と労災の統合を進めてきたが、医師の確保など厳しい現状を受け止めた上で、一定の結論を出す時期が来ているので、市議会の意見を踏まえ、早急に方針を明らかにしたい、との説明がありました。

主な質疑としまして、統合については、非常に厳しい状況と受け止めたが、統合できない場合、労災はこれまでどおりの診療体制で経営できるのか。また、美唄労災と岩見沢労災の再編は、どうなるのか。さらに、労災の診療体制に現在と変わってくる点があるとするれば、どういった点か。脊損医療については、このまま労災で継続できるのか、との質疑に対して、仮に統合しない場合、機構の考え方は伺っていないが、労災の経営の問題、岩見沢との統合、脊損医療のあり方等については、今後、機構の内部で協議されるものと考えている、との答弁。

次に、6月の「中間とりまとめ」では、機構側と主要な論点は概ね市と意見が一致したとなっており、20年4月に向けた統合に本格的に入っていくのかと認識していたが、9

月3日の経過報告、7日における機構との協議報告を伺うと、「中間とりまとめ」から、かけ離れてきているのではないかと認識せざるを得ない。残された期間もあと7ヶ月と迫ってきており、統合についてはしっかりと見直しをし、白紙撤回をしながら、改めて美唄市の医療のあり方を、再度、早急に変更すべきではないか、との質疑に対し、地域医療、脊損医療を確保するためには、統合の方法がベターであると進めてきたが、医師の確保が25名程度という中では、新たな不良債務が出ることや、脊損関係の収支不足に対する支援策も、制度上難しいとの話もあったので、今の時期がタイムリミットであり、早急に方針を明らかにしたい。との答弁。

次に、市長はこれまで様々な相手と話をし、積み上げ、今日を迎えたわけだが、この現状整理をした上で、もう無理だという判断に立っているのか、との質疑に対し、医師が確保できない状況の中で、25人体制で200床のシミュレーションでは、新たな不良債務が3億円ほど発生し、さらに、必要な職員数も大幅に減らさなければいけないことから判断すると、本当に厳しい状況にあるということで、断念せざるを得ないと考えている。との答弁がありました。

次に、平成19年9月19日開催の委員会では、9月12日開催の本特別委員会の質疑の過程で、市長から統合を断念せざるを得ない旨の発言があったことにより、急遽開催することとなったもので、そこでは、今後に向けて議会の意見を集約した決議案を定例会最終日に提出することが了承されました。

次に、平成19年9月26日開催の委員会

は、９月１２日の統合断念以降、９月２６日まで、地域医療に関する動き、統合断念の今後の整理について、今後の地域医療に対する考え方について説明を求めました。

市長からは、断念発言後、美唄市医師会長や労災病院長などに対し、これまでの経過を報告するとともに、議会の意見や庁議での議論を踏まえ、統合を正式に断念することにしたとの報告がありました。

また、市民を始め、関係職員、団体等には、この結果を早急に知らせると共に、今後の地域医療への対応については、特に脊損医療については、引き続き労災病院に継続されるようお願いしていくほか、市立病院の今後のあり方など、地域医療の確保に向けて早急に検討していくとの説明がありました。

主な質疑としまして、これからの新しい病院作りの方向付けは、待ったなしという状況であり、再構築の組み立てのプロセスが大事だと思うが、今後の基本フレームをどう示していくのか、との質疑に対し、連結決算の問題もあり、相当厳しい財政状況ではあるが、現在いる医師と話し合い、一定の方向を出さなければならない。また、不良債務の解消計画も早急に求められる状況にあることから、若干時間はかかるが、新しい構築について早急に取り組んでいく、との答弁。

次に、医師不足が、夜間救急の患者の対応に支障が出てくるのではないかと思うが、今後の見通しについて、との質疑に対し、救急体制については、土日祝祭日については市立と労災、さらに開業医の協力を得て、１０月以降３月までの体制を組んだところである。

ただし、夜間については、市立、労災の当

直医はいるが、内科医師が不在の場合は、岩見沢や砂川の病院等に転院してもらう場合がある、との答弁。

次に、シミュレーションを見ても、果たして来年の４月以降はどうなるのかと不安に思うが、その見通しについて、との質疑に対し、医師不足から入院とか手術を伴う場合、市外に救急で行ってもらうこともあるので、消防本部や保健福祉部、庁内関係機関を含めて、救急医療体制について協議していく、との答弁。

次に、市立病院は救急指定病院になっているが、今後もやっていけるのか、との質疑に対し、現在、１０名程度の医者でやっており、３６５日必ず内科、外科両方の系列のドクターが関わっている実態であるが、今後の内科医の状況によっては、かなり厳しくなると考えている。

このため、医師の数によってどういう体制がいいのか、市内の医療機関を含めて協議していきたい、との答弁がありました。

質疑の後、９月１９日の委員会では了承された、決議案について協議が行われ、「市立美唄病院と美唄労災病院の統合問題に関して市議会の考えを明らかにするための決議」として、大綱４点について全会一致で了承され、最終日に上程することに決定いたしました。

決議文は、以下のとおりであります。

「市立美唄病院と美唄労災病院の統合問題に関して市議会の考えを明らかにするための決議」

１．統合断念について

本年9月12日の市議会地域医療問題調査特別委員会において市長から求められていた、市立美唄病院と美唄労災病院の統合問題については、市議会として次の理由により「両病院の統合の実現は厳しく、断念せざるを得ない」とした市長の考えを受け入れざるを得ないと判断します。

- ① 統合実現に最も重要な医師確保については、更なる努力を求めても、既に時期を失っており、今後も明るい展望を見出すことは極めて困難な状況にあること。
- ② 新たに示された200床、医師が25人体制による統合シミュレーションには、3億1千万円の単年度赤字が発生する事業収支見通しとしているが、美唄市の財政状況は、一般会計で更なる赤字を補てんする体力を持ちえていないばかりか、市立美唄病院の累積不良債務の増加をきたし、連結実質赤字比率の判断基準いかなでは、美唄市が財政再生団体に転落する可能性が大であること。

2. これまでの取り組みについて

市長が市政の執行権者として、今日まで新総合病院実現のために、奔走努力してきた労は多とするものの、次のとおり問題点を指摘せざるを得ません。

- ① 本年3月の「マスタープラン」策定後、6月の「中間とりまとめ」を受けて直ちに市広報の臨時号を発行し、8月にはまちづくり懇談会で市民周知に努め、統合実現が確かなものであるとの印象を、一般市民が受け止めていたのにもかかわらず短期間で急変し統合断念に至ったことにより、市民の間に動揺が広がる結果を招

いたこと。

- ② 「機構」との合意形成の遅れは、国との意見調整等いたしかたない事情であったことは理解するものの、統合後の新病院の経営見通しに対する不安が助長され、結果として市立美唄病院及び美唄労災病院の医師数の減少の要因のひとつになったこと。
- ③ 新病院づくりの成否は、美唄市の浮沈にかかわる市政の最重要課題あり、プランニングにあたっては、医師や関係者との双方向議論、主権者である市民との合意形成が不可欠であったが、情報の共有や積み上げ議論に足らざるところがあったこと。

3. 地域医療の再構築について

市長は統合断念を最終判断いたしました。今後は、早急に市民、関係者及び関係機関に説明責任を果たすとともに、美唄市の今後の地域医療をどうするか、その基本方針を示し、具体化する責任があります。

このため、地域医療の再構築（「マスタープラン」の見直し）にあたって、次のとおり留意事項を示します。

- ① 北海道唯一のせき髄センターを有する美唄労災病院の存続、機能維持にむけて、関係機関に強く働きかけること。
- ② 市立美唄病院の縮小、再編は待ったなしであり、自治体病院を取り巻く厳しい環境を直視し、現実に応じた再編計画と自主健全化計画を策定すること。
- ③ 前記再編計画のフレームづくりにあたっては、拙速を避け全ての課題をテーブルに乗せ、医師会との協議を中心に市民

参加・職員参加の積み上げ議論による連帯責任を意識して進めること。

- ④ 「マスタープラン」において存続しないこととした市立美唄病院が有する療養病床については、市民ニーズが依然として高く再検討を要すること。再検討にあたっては、民間病院の動向、入院患者の介護サービス施設や在宅への対応可能見通し、市民ニーズを十分把握すること。
- ⑤ 地域医療連携の強化にあたっては、救急患者の搬送体制の充実、中核病院へ通院するための交通手段の確保について、消防本部との意見交換や通院患者の実態把握に努めること。合わせて道と関係機関でつくる広域化・連携構想への意見反映と共に、自らつくる病院間連携を強化すること。
- ⑥ 夜間・休日の救急当番病院のローテーションの確立や学校医の確保については、医師の減少に伴い困難性が予想されることから、医師会と早めの協議を行い遺漏のない体制を構築すること。
- ⑦ 市立美唄病院の再編に伴い発生する職員の雇用問題については、再編計画策定と並行して進め、職員の意向調査、新たな雇用の受け皿づくり、退職を希望する職員への退職条件の整備等に十分配慮すること。

4. 市議会としての主体的取り組みについて

この度の市立美唄病院と美唄労災病院の統合問題を契機に、今後市議会として、地方自治法に基づく参考人制度の有効活用を図ると共に、美唄市まちづくり基本条例第14条第6項に基づく、市民との対話の機会を設ける

ための仕組みづくりに取り組んでいきます。

以上が、決議文の内容であります。

次に、平成19年11月26日開催の委員会は、理事者から、「市立美唄病院の再編計画素案」が策定されたので、報告したい旨の申し入れがあり、急遽、開催したものであります。

素案の主な内容は、厳しい経営環境の中にあつて、病院事業を継続させるために必要な取り組み等を素案としてまとめたものであり、引き続き医師の確保に努めるほか、病棟の再編を行いつつ、未利用資産の売却などによって収入確保に努めるとともに、診療体制に応じた職員体制のスリム化や正規職員の割合を引き下げるなど、徹底した費用の削減を図り、経営健全化を進める内容でありました。

主な質疑としまして、診療科の再編については、具体的に医師とどういう話し合いがされたのか。また、耳鼻咽喉科と眼科は非常勤ということだが、2つの科が必要なのか。

さらに、累積不良債務解消は一般会計で対応するとあるが、どう対応するのか、との質疑に対し、計画策定に当たっては、医師、診療部、看護部などによる11名のメンバーでワーキンググループを作り協議した。

また、眼科については、健康診断を多く受けており支障があることや、収支的に病院経営を圧迫していないという点も含めて残すこととした。耳鼻科については、小児科との関係で、耳鼻科との連携した治療が多いことや小児科ドクターからの要望もあり残す計画となった。

一般会計からの対応については、基本的な前提として、通常のルール分の繰り出しを入

れた後、病院の収支として単年度均衡が図られることが前提になれば、過去の不良債務に対して一般会計からさらに繰り出しをすることは難しい状況である。

このため、新たな公立病院に対する地方財政措置の見直しも議論されているので、それらを踏まえながら、不良債務の縮減・解消に努めていきたい、との答弁。

次に、地域医療の考え方というのは、どう整理されたのか。この素案の中では、市立病院の目指す姿や病院の役割が見えないが、労災病院の動向が今後、かなり不確定要素が大きいとなれば、それを待ってからでもいいのではないか。

また、市立をどう残すかということは大事だが、美唄市民にとって、美唄の中の医療はどうあるべきか、その中の市立病院の果たす役割は何か、単独の再編計画を作っても、それが持続可能なものになるのか、との質疑に対し、労災の方針については、脊損医療に特化するという大方針が出され、それ以外の診療科は、すぐではないが縮小体制になっていくということで、地域医療については市立病院でやってほしいとの話があった。

このため、時間的にも間に合わないという状況のなかで、基本的には地域医療は市立病院が核でやるという認識のもとに、市立病院の再編を第一に考え、今後、労災や開業医の先生方とも連携して、しっかりした計画を作りたい。との答弁。

次に、市立病院の外科は、2次救急医療も出来ると思うが、内科においては、労災も市立も4月以降できなくなるということなのか。

また、経営形態の見直しに、指定管理者導

入とあるが、どのように考えているのか、との質疑に対し、内科入院については、今後の大きな課題だと思っており、医師会の中でいろいろ議論をしていく中で、次の施策を講じていかなければならないと考えている。

また、指定管理者については、国が示しているガイドラインの中でも触れられているが、将来的な経営の確保という観点から、指定管理者制度の導入を含めた経営形態の見直しについて、今後、検討していくという趣旨である、との答弁。

次に、今回示された素案は市民が安心できる内容ではないと思うが、4月1日に何が何でもやり遂げるということよりも、中身をしっかりと積み上げて、地域医療としての役割を果たしていくことが大切ではないか、との質疑に対し、内科については、特殊事情もあり問題もあるが、他の診療科については、全て対応するという中で4月に向けて組み立てたものであるが、修正も一部含めながら、案を早く市民に提案し、地区の市民懇談会等を含めて説明責任を果たしていきたい。との答弁。

次に、19年度の予定で、不良債務22億8,000万円が示されているが、一般会計でどのように解消しようとしているのか、との質疑に対し、基本的に一般会計が年次的に繰り出すことによって対応したいと考えており、何年で解消するかは国のガイドラインに基づく計画が20年度に策定されるので、それを踏まえながら対応したい。

また、財源措置等も現時点では未定ではあるが、起債も認めるという検討もされていると聞いているので、これらを見極めながら対

応していきたい、との答弁がありました。

質疑終了後、委員長から市長に対して、成案とするにあたっては、医師会・関係機関・団体との協議は、双方向の議論とすること。

また、労災との協議を十分に行ったうえで成案にすることの２点について、委員会の総意として要望いたしました。

次に、平成１９年１２月２７日開催の委員会は、１１月２６日に報告された素案が正式に成案になったということで、「市立美唄病院再編計画」について調査をいたしました。

冒頭、市長から、前回の素案をもとに、市議会からの意見等も踏まえながら、内容等をさらに検討し、一部修正のうえ、庁議において正式決定した。

また、この再編計画は、病棟の再編や職員体制の見直しなど、職員にとって大変厳しい内容となっているが、公立病院のおかれている極めて厳しい経営環境の中にあって、市立病院の現在の診療体制を出来る限り存続させるためには、やむを得ないものと判断し策定した。

今後とも実現に向けて努力して参りたい、との発言がありました。

その後、理事会において、質疑に入る前に、理事者に対し、「自治体病院等広域化連携構想」の概要、並びに「公立病院改革ガイドライン」のポイントについての資料を求め、それらの資料を参考に質疑に入りました。

主な質疑としまして、特例債について、１９年度末の見込みで不良債務が２２億８、０００万円の内、特例債を７億７、０００万円借りたとした場合、実質赤字比率はいくらになるのか。また、対象条件として単年度収支の

均衡を図るとあるが、今回出された再編計画はクリアされる内容となっているのか、との質疑に対し、特例債を借りた場合、病院の不良債務が１５年度末の水準にまで圧縮されるため、１３．６％の比率になるが、実質公債比率にも影響が出てくる。

また、計画については、２０年度中に特例債を借りるための公立病院の改革プランを作ることになり、特例債が受けられるようなプランを作りたい。との答弁。

次に、この案に新たに「夜間・休日の診療体制」という項目が増えたが、来年４月以降の救急医療体制について、市の考え方をまとめて医師会に提出したのか。また、４月に向けたスケジュールはどうなっているのか、との質疑に対して、１２月２０日の医師会役員会において、５点に整理して提出した。

一点目は、一次救急医療については市内で確保することとし、二次救急についても可能な限り確保したい。

二点目は、救急医療体制、当番制などについては、医師会と協議しながら作成する。

三点目は、救急対応不能な場合に備えて、砂川市・岩見沢市等と救急診療連携の体制を作り上げる。

四点目は、救急搬送の効率化を図るため、関係者による協議の場を設け、システム化・マニュアル化を図る。

五点目は、市民に対し、救急医療の現状や適切な救急受診、救急車の利用等について周知し、理解を求める、の以上５点を説明した。

また、スケジュールについては、４月以降の体制を組むにあたっては、少なくとも１月１７日の役員会で決定したいと考えており、

年明け早々に医師会と協議を詰めていく。との答弁。

次に、労災病院の再編見通しというものをどう踏まえているのか、との質疑に対し、

20年度の診療科については、脊損医療を軸とした診療機関に特化するための経過期間という位置づけで、内科・循環器科・小児科など15の診療科の体制で行い、21年度以降については、これらの経営状況等を勘案し、脊損医療に必要な診療構成とする。

現在のところ、内科・循環器科・外科・整形など8科に特化していく考えであり、21年度までに廃止する科は、小児科・眼科・脳神経外科など7科で、病床数については、20年度は157床で、人口透析については、21年度までに廃止したいという内容である、との答弁。

次に、人工透析について、労災が21年度までに廃止するという事になれば、患者さんも市内で引き続き透析を受けたいという要望もあり、市立の経営ということを考えたときに、市立病院で体制は組めないのか、との質疑に対し、透析の受け入れの中で根幹になる部分は診療体制で、医師がどのような部分で対応できるのかが大きなポイントだと考えている。このため、今後、労災との連携や医師の確保など、把握しつつ方向性を定めていきたい。との答弁

次に、平成20年2月13日開催の委員会は、前回示された再編計画に基づく取り組み状況、労災病院の再編計画内容、新聞報道にあった救急センターの内容、さらに、2月14日から開催される市立美唄病院再編に関する説明会における市の考え方の以上4点につ

いて説明を受け調査いたしました。

主な質疑としまして、脊損に特化するということだが、労災は一般患者は受け入れられないのか。また、救急当番医への参画は見直すとなっているが、市立に一本化する救急医療には加わらないのか、との質疑に対し、

特化するといっても、関連する内科や循環器などは存続するという事で、これについては診療を受け入れると聞いている。また、休日当番医への参画についても、市立で行う救急診療には協力いただけると聞いている。との答弁。

次に、土日祝日の救急については、内科・外科2人体制が確立されているのか、それともどちらか診療できない場合は、市外搬送を考えているのか、との質疑に対し、救急医療については、基本的に一次医療を受けるという考え方であるが、内科の医師のときに外科の患者が来たときは、呼び出し等で対応すること。また、対応が出来ない場合や入院が必要な場合は、直接、他の医療機関に搬送する事を検討している。との答弁。

次に、今回の再編計画に基づき、今後、本市の財政運営にどういう影響が出てくるのか、との質疑に対し、病院だけの問題ではなく、病院経営のあり方が、今後、市全般の財政において、非常に重要な最優先課題であるという認識のもと、病院自体が赤字を出さない構造にするとともに、これまでの不良債務については、一般会計も厳しい環境にあるが、支援していくという中で、市全体で対処していく考え方で取り組んでいく。との答弁がありました。

次に、平成20年3月12日開催の委員会

は、前回開催された以降の経過及び市民説明会の内容、さらに、4月スタートに向けた再編計画の進捗状況について説明を受け調査いたしました。

主な質疑としては、人工透析について、労災の患者さんを全員受け入れるのは難しいとのことだったが、その後の見通しについて、との質疑に対し、前向きに検討しているが、医療体制がしっかり確保できるのか、改修を含めた費用等についてどう対応するのかなど、積極的に検討して対応したい、との答弁。

次に、病院間の連携については、市民が安心できるよう、病院間の連携の中身を整理して、取り組んでいくことが必要ではないか。

また、救急医療に関する医師会との協定書に内科・外科の区分を行わないとあるが、安心できる救急患者の受け入れは可能なのか、との質疑に対し、病院間の連携については、相手方の事情もあるので慎重に考えていく。

また、内科に関しても、産婦人科と同じくサテライト方式という形を取らざるを得ないとしたら、文書によって取り交わすこととなる。また、救急医療について、外科については、労災・市立とも当直医のほかに待機の体制を取っているので、これまでどおり対応が出来るが、内科については、一次医療は実施できるが、入院が必要な場合は、市外の医療機関、花田病院との連携が必要になってくる。との答弁。

次に、内科・外科の区分はないということだが、全ての救急患者を一度市立に連れて行き、そこから二次医療機関等へ搬送する考えなのか、との質疑に対し、4月以降の救急体制については、夜間・休日・祝祭日の当直の

先生方に携帯電話によるホットラインを引いて、救急隊から患者の病状を医師に報告し、医師の指示により、一次救急になるか、二次救急になるかという指示体制をとっている。との答弁がありました。

次に、平成20年10月8日開催の委員会では、市立美唄病院再編計画に基づき、4月からスタートして半年が経過した進捗状況と、資料として提示された公立病院特例債に関わる公立病院改革プランについて説明を受け、調査をいたしました。

主な質疑として、特例債を借りるための改革プランの骨子が示されたが、認められる見通しはどうか。また、認められないときは、健全化団体ということにもなるが、その時の責任はどう市民に答えていくのか、との質疑に対し、多額な不良債務を解消し、地域医療を守るため、労災との統合を進めてきたが、諸般の事情で断念せざるを得なかったことに対しては責任を感じているが、あのまま統合すればもっとひどい状況になるとの判断から断念したものである。

このため、累積赤字を増やさないよう、単独で一定のスリム化を図り、単年度収支の均衡を図りながら地域医療を守るということで、再建計画を策定し努力をしてきたところであり、そういう中で、公立病院の救済策として新たに特例債というものが出てきたことから、市立病院の累積債務解消と財政の健全化計画、という両建てで取り組んでいるところである。との答弁。

次に、経費削減策の中で、職員給与の削減が出ているが、このことによって市の活性化に結びつかないのでは、との質疑に対し、職

員費約 15% の削減については、本来であれば他の収入の確保が望ましいが、市立の場合、診療報酬に対して人件費が非常に高い比率となっている。このため、他に削減すべき項目がないということもあるが、職員費の削減をやらなければ、この計画が達成できないという判断から打ち出した。

次に、繰り入れ計画にある平成 20 年から 27 年までの総額が 44 億 6,700 万円、うち特例債の元金と不良債務の解消分に関わるのが、21 億 9,000 万円ということだが、平成 25 年、26 年、27 年の繰り入れが一気に拡大するが、健全化計画との関係から大丈夫なのか。また、独自解消ということで、23 年から順次解消していくということだが、どういう内容で解消していくのか、との質疑に対し、不良債務解消への繰り出しについては、普通会計で単年度で赤字を出さないよう、道から指導されている。このため、前半は行財政改革の効果も薄いことから、不良債務解消分の繰り出しは少ない状況になっており、後半は人件費の削減効果や起債を抑制することから、公債費の削減が図られ、金額的に大きくなっている。

また、自己解消の試算にあたっては、透析患者の受け入れで、21 年度以降、約 5,200 万円、療養病床やその他の診療科の患者増を含めて約 1 億円、人件費の削減ということで約 7,800 万円、その他の経費削減を入れて約 2 億円程度の収支改善を図った中で、23 年度には黒字を目指す計画となっている。との答弁がありました。

以上のように、これまで 10 回にわたり調査を行いました。統合問題につきましては、

マスタープランを基に、理事者側としての努力は理解するものの、市民の期待に答えられなかったことは非常に残念な結果であります。

また、統合断念後の再編計画におきましても、病院経営の健全化を図るためとはいえ、職員の雇用問題や救急医療の問題など、多くの課題を抱えスタートしたところであります。

この市立病院の再建は、市民の健康を守ることを基本とし、市政全体に関わる最重要課題でもあることから、これまでの議会議論を十分踏まえ、今後、医師の確保は勿論のこと、内科入院の再開に向けて、さらなる地域医療の充実を強く要望いたします。

なお、本委員会は、この報告をもって調査を終了すべきものと決定いたしましたので、ご承認いただきますようお願い申し上げます。報告といたします。

●議長内馬場克康君 次に、紫藤美唄市基本問題調査特別委員長。

●美唄市基本問題調査特別委員長紫藤政則議員（登壇） ただいま議題となりました報告第 27 号美唄市基本問題調査特別委員会の委員会報告について申し上げます。

去る平成 19 年第 3 回定例会、最終日の 9 月 27 日、全議員が委員となる美唄市基本問題調査特別委員会が設置され、美唄市の財政健全化に係る基本問題について委員会を開催し調査しました。その経過及び結果について、その概要をご報告いたします。

まず、9 月 27 日、委員会を招集し正副委員長の互選を行い、理事者からの申し入れにより、美唄 21 世紀まちづくりプラン後期基本計画及び美唄市自立推進計画の見直し版について、見直しの考え方の説明を受けたのち質

疑を行いました。

質疑の主な内容として、自立推進計画と後期計画を策定するに当たり、実際に変えてしまったものを載せるのが計画の変更なのか、との質疑に対し、計画の考え方については、8月に見直しを行った形で取りまとめている。これには国の地方財政対策、予算、決算を総合的に勘案しながら次の計画に反映させていく形で、全体的な見直しは来年の8月に行うことになる。との答弁。

次に、12月12日、理事者から提出された、財政状況説明資料並びに地方公共団体財政健全化法関連資料、財政健全化判断資料及び本市における状況等4つの資料に基づき説明を受けそれぞれ質疑を行いました。

質疑の主な内容として、今後、市立病院の不良債務を一般会計の中でどのような形で解消していくのか、との質疑に対し、基本的には現在進めている病院再編計画、国の公立病院改革ガイドラインに伴い、健全化法の指定団体の回避に向け、不良債務の解消に向けた一般会計の繰出をしていかなければならない状況と認識している。

今後、一般会計を含め、可能な限り前倒しなどに努め、病院に対する地方財政措置の充実を国に働きかけながら不良債務の解消に向けた繰出金を確保していく。との答弁。

まちづくり基本条例ができたが、これを踏まえて物事を進めるとすれば、市民意見の反映がなければならない。早期健全化を前提にするぐらいの予算編成の確保が必要ではないか、次年度以降はどんな見通しと取り組みを考えているのか、との質疑に対し、20年度の予算そのものの位置付けが、今後の本市の

行財政運営に多大な影響を与える予算でもあり、そういう意味では今後の本市の行財政運営を左右する正念場の当初予算と考え、収支均衡、健全化法の早期指定団体にならない方策、そのための持続可能な自治体経営基盤の確立、本市のおかれた状況を十分市民に理解していただくとともに、さまざまな方策を市民の理解と協力のもとに進めていかなければならず、自立と協働の推進、自立推進計画そのものをできるだけ前倒しする視点、重点施策の確実な推進、財政健全化の推進、この3つの視点で取り組みたい。

また、国の地方財政対策をさらに充実させ、市長会等を通じて強く要望したい。との答弁。

次に、平成20年7月29日、理事者から提出された財政状況説明資料、健全化計画策定スケジュールに基づき説明を受けたのち質疑を行いました。

質疑の主な内容として、特例債の申請に当たって、病院改革プランの策定が本来先になる考え方は持てないものか、との質疑に対し、

本来であれば将来的な病院のあり方等も含めた改革プランがあって、それに基づいて経営の見通しが出され、判断されて特例債の発行となるが、この中身について示されていない部分もある、本来的には改革プランできちっと姿が見え、示せばいいが、時期的に非常に厳しい、との答弁。

市民に対して、市の考え方、方向性について示す意味でも、市民に向けた説明の場、市民の意見を広く聞く場を計画の中に盛り込んでいく必要があるのではないかと、との質疑に対し、国・道の対応が非常に流動的な中で、なかなか方向を見出せないという現状もある。

地域でやれることはきちっとやりながら、国に対して必要な改革に向け、必要な対策措置を強く要望し、そのことがわかった時点で、市民にきちっと知らせ協議をしたい。との答弁。

次に、10月27日、理事者から提出された「美唄市財政健全化計画」及び「市立美唄病院改革プラン」の素案、「美唄市自立推進計画」及び「美唄21世紀まちづくりプラン後期基本計画20年度見直し版」の素案の4件の計画素案について説明を受けたのちそれぞれ質疑を行いました。

質疑の主な内容として、計算上の人口推移をどのように押さえているのか。また、市民説明のあり方について、決まった内容で説明していくのか。市民の意見を反映させる場面があるというスタンスで行くのか、との質疑に対し、計画素案に当たり、国勢調査に基づいた人口推計、今後の減少していく傾向を踏まえて策定をした。

それぞれの計画素案は、現在確定しているものではなく、内容については、本市の自立に向けて必要な項目を市として取りまとめたものであり、市民の皆さんからそれぞれの視点でさまざまなご意見をいただくものと考え、ご意見をいただいた後、さらに市として整理をしたい。との答弁。

従来予定になかったもので、急にこの計画で出てきたものがいくつもあるが、市民生活に直接関わる問題、それらを市民の皆さんが理解され、予定どおり計画が21年4月から進んでいくとなるのか。進める手立て、展望として大丈夫かという疑問がある。市民の間にこの健全化策が浸透し、市民全体のものに

なっていくのか、との質疑に対し、

今回示している4つの計画素案については、11月にパブリックコメント、市民説明会を行う形で、12月を目処に予定している。当然、市民の方から様々なご意見いただき、整理するところは整理して最終的な取りまとめを行い、一定まとまった時点で必要な予算編成なり、条例という形で議会に提案する形になるが、基本的には最大限、限られた期間ではあるが、市民の意見も一部反映する気持ちを持って望みたい。との答弁。

今後、議会との話し合いは終えたということで市民説明をするのか。まだ議会と継続しながら、この問題について最終的な策定に向かう考え方で市民説明に入っていくのか、との質疑に対し、市民説明に当たっては、議会とは今協議中であり、いろんな経費の見直しについても、説明の中ではそういう点も十分市民に説明しながら、今後、議会といろんな形で今後調整しますということも含め、説明会の際にお話ししたい。との答弁。

美唄は平成27年度まで厳しい財政運営をしていかなければならないが、何か1つ市民が一丸となって子育て世代を守る、美唄の将来を担う子ども達に関し、市民のコンセンサスが必要では、との質疑に対し、子育て世代に対する支援策というのは重要と考えており、貴重な意見として対応したい。との答弁。

次に、11月25日、先の委員会に示された4つの計画素案について理事者による市民説明会を終えたことを受けて、パブリックコメントの内容などについて説明を受けたのちそれぞれ質疑を行いました。

質疑の主な内容として、市民説明会の際に、

計画の内容をどのように知らせたのか、との質疑に対し、説明会と合わせ、パブリックコメント手続を開始し、合わせて出前講座もお受けしますという説明をし、今のところ申し出が1件来ている。

また、説明会資料で、パブリックコメントで寄せられた意見は、全体で9件、説明会の会場での意見が4件、窓口で寄せられた意見が4件、ファックスが1件、合計9件。内容については、財政健全化計画に関わるもの、市立美唄病院改革プランに関わるもの、大きくはこの2点となっている。

また、パブリックコメント手続においては、各関係窓口で資料を備え付け、ご意見をいただく用紙を同封し、市内の公共施設においても同様の資料を配置している。また、ホームページでも同様の資料を掲載し、ホームページ上からメールで意見をうける形もとっている。

将来に向け、この美唄を担って行くであろう世代への配慮が、もっとこの計画の中にある、市民全体として受け止めていかなければならない、そういう世代間における配慮がもっと根底に示されるべきではないかという印象で受け止めたが、その考え方について、との質疑に対し、今後は子育て、社会的弱者、福祉面も含めてきちっと市民の皆さんが安心して美唄の地で生活できるような形になるような視点を持って見直しに当たっていききたい。との答弁。

将来のまちづくりにかかる今後の8年間という部分の財政問題について、もう少し深く議会とも議論し、また、市民とも議論する場を設けながら、やっていかなければならないと

基本的に考えるが、大きな問題として受け止めて、今後の行政課題として進めていくべきではないか、との質疑に対し、市として計画を作るに当たり、いろんな意見を聞きながら反映させるものの、いろんな見直しも含め、この点については毎年当然見直しをし、国の地方財政に対する支援策が毎年変わるような状況もあることから、その辺りは毎年見直しをするものの、一定の骨組みの計画は出さざるを得ないという状況もある。との答弁。

次に、12月18日、理事者から提出された、パブリックコメントの提出状況、補助金に関する資料などにつき説明を受けたのち、それぞれ質疑を行いました。

質疑の主な内容として、今後、病院特例債を借りたことによって、しっかりとこの計画が進められているかをチェックする、第三者による監査委員会、市民による監査というものも必要になってくるのではないかと、との質疑に対し、監査については、市民の皆さんが参加の、地域医療を考える懇談会の中で報告し意見を伺いたい。との答弁。

今後、この計画素案の遂行に当たり、全職員が一丸となると共に、財政の厳しさを皆が認識し合わなければならない、議会もそういう認識で市民対応していかなければならない。今後、この厳しさをお互いに承知し進んでいくためには、情報の共有など双方が理解しながらやっていかざるを得ないのではないかと、との質疑に対し、計画の推進に当たっては、部局の垣根を越えて極力複合的な形で展開しながら、効率的な仕事の仕方など、市民の方々の理解と協力を得ていくことも考えていかなければならない。との答弁。

次に、12月19日、前日までに行われた当調査特別委員会での質疑を中心とした内容で美唄市財政健全化計画素案に対し、議会から7項目の要望書として提出することを決定し、その内容について確認を行いました。

要望書につきましては、昨日特別委員会で御報告するという事で確認をいただいておりますので、報告書には記載をしておりますが、読み上げたいと思います。

要望書は、以下のとおりであります。

財政健全化計画の策定は執行権に属し、議会に可否を判断する権限はありませんが、その内容が長期にわたり、今後のまちづくりを制約し、市民負担や行政サービスに重大な影響を与えることから、財政健全化計画を成案化するにあたって、留意すべき事項について、基本問題調査特別委員会の議により、次のとおり提出します。

1. 美唄の将来像について

地域の再生・市民生活の安定の見通しのない計画は何のためか問われます。市民の生命・暮らしなど、人権を守る基礎自治体の役割を忘れず、その上で地域の将来像を持っていなければなりません。

次期総合計画の策定を早め、美唄のビジョンとその実行計画との整合性のある計画にすべきです。

2. 元気の出る計画について

計画は単なる財政収支推計ではありません。経費の削減と市民負担の増大だけの「暗い計画」ではなく、市民が夢と希望をもち、美唄の地に住み続けたいと思える明るい事業やシステムづくりにも財源を配分し、元気の出るものにすべきです。

3. 市民との合意形成について

計画は民主主義的に作られなければなりません。市職員の発案や市民との双方向議論を行い、十分な時間をかけた素案づくりであるべきでした。

しかし、今からでも遅くはありません。計画の成案化にあたっては、公立病院特例債借入をまず実現するための大枠のものと、市民生活に直結する個々具体的なものとを区別し、相手の立場に立って丁寧な説明と、合意形成を前提にするよう心がけ、説明にあたっては、よくわかり、詳細で聖域化のないことが理解できるようにすべきです。

4. 市立美唄病院について

市立美唄病院改革プランが実行され、病院の再生になるのか心配する市民の声が数多くあります。市議会の議論でも実効性を疑う指摘がありました。

新たな不良債務を発生させないための確かな手立てを明示するとともに、患者・家族や市民に認知され、信頼される病院として再生するためには、院内情報をオープンにし、積極的に提供することが欠かせません。ただちに実践すべきです。

5. 生活弱者への配慮について

議会の質疑を通じて、市当局は市民意見を踏まえて、子育てや障がい者福祉タクシー、特定疾患患者交通費の支援制度を存続する方向で見直すことを示唆しました。

評価するとともに基礎自治体の役割である最も「公助」の必要な生活弱者の暮らしに影響が及ばないよう、さらに素案全般を再点検し、見直しを図るべきです。

6. 計画の進行管理について

素案では「決算など計画の実施状況を把握し、毎年度見直します。」と計画の進行管理に触れています。

進行管理のあり方については、市民学識経験者による第3者機関の設置をルール化し、市民参加により行なうべきです。

7. 議会への情報提示について

議会費の圧縮については、現在、議会運営委員会において、議員報酬、期末手当、行政視察、選挙の公費負担について見直し協議を進めています。市民や市職員への傷みを共有し、市民への説明責任を果たすためにも一定の時期に結論を出すよう努力しています。

財政破綻を防ぎ、市民にとって暮らしの持続可能なまちづくりを推進することは、議会も執行側と同じ認識であり、目指す目的は一致しています。しかし、執行側がもつ行財政情報のタイムリーな共有がなければ双方がそれぞれの責任と権限を果たすことが出来ません。

この度の財政健全化計画素案の提示から、計画の実施まで時間がなく、議会議論も時間的に制約された状況におかれています。

公立病院特例債の発行という困難な問題はあるにしても、拙速の感が否めません。今後の行政執行にあたって留意されるよう指摘します。

以上が、口頭で申し上げました要望書の内容であります。

お示ししている、文書で示した報告書に戻ります。

次に、平成21年1月26日、平成20年10月27日の委員会に提出された、4件の

計画素案の成案化がなったことから資料として提出を受け、あわせて議会としての7項目要望についての市長の考え方についても口頭説明を受け、その後それぞれ質疑を行いました。

質疑の主な内容として、これからの財政健全化計画を真剣に取り組んでいく、市民との全面的な協力の中で進めていく中で、一番大切な問題は、市民と美唄市との信頼関係、美唄市と市長との信頼関係が非常に大きなウェートを占めるのではないかと、その考え方について、との質疑に対し、いろいろ市民に不信感を持っているということも含め、どんなことがあっても美唄市を何とか今、この難局から乗り切って未来に向かう、美唄市が存続するためにどうしても不可欠な計画であるため、全力を挙げて取り組んでいきたい。との答弁。

10月の27日に提出された素案が、いつの時点で成案化されたのか。また、計画にある個々にかかる見直し事項について、今後どのような対応になるのか、との質疑に対し、

財政健全化計画案については、1月23日の段階で内部的に案として取りまとめを終え、1月26日付をもって計画と考えている。

また、事業系ごみの問題等々、市民生活に直結するものであることから、今後、いつの時期に条例で改正をするのか、あるいは要綱その他で対応して行くのか、この辺については内部的にこれからの事務を効率的に進める意味合いも含め、きちんと整理して示したい。との答弁。

次に、2月24日、市立美唄病院改革プランの変更とそれに伴う美唄市財政健全化計画の変更について、提出された資料に基づいて

説明を受けたのち、それぞれ質疑を行いました。

質疑の主な内容として、病院特例債はいつ内示があったのか、との質疑に対し、

2月18日に総務省のホームページで、特例債の予定額が公表され、その後18日に総務省から道に対して、各市町村の特例債の内示の連絡が入ったという事で、本市には空知支庁を通じ、19日に電話で、特例債の内示が総務省から連絡が来たという旨の連絡が入ったが、正式な通知等については来ていない。との答弁がありました。

次に、9月17日は、委員会の今後の進め方について協議いたしました。

結果として、委員会としては、

①美唄市財政健全化計画書及び財政健全化のあり方に関して、市議会としての意見を7項目の要望書として集約し、計画に一部反映できたこと。

②すでに計画がスタートした今日、今後の推進管理に関する市議会の役割については、所管常任委員会の調査活動によるべきであること。

などを考慮し、委員会としての調査活動を閉じることといたしました。

以上の経過結果から、本特別委員会の所期の目的が達成されたものと判断し、平成21年第3回定例会をもってその調査活動を終了することに決定をみた次第であります。

これをもって本委員会の報告といたします。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま委員長報告のありました報告第26号及び報告第27号については、別にご発言もないようですので、委員長報告のとおり

決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、報告第26号美唄市地域医療問題調査特別委員会報告及び報告第27号美唄市基本問題調査特別委員会報告の以上2件は、委員長報告のとおり決定されました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第4、委員長報告に入ります。

順序1、議案第64号美唄市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更の件ないし順序20、認定第11号平成20年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件の以上20件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

初めに、議案第64号、議案第65号及び議案第71号の以上3件について、小関総務・文教委員長。

●総務・文教委員長小関勝教議員(登壇) ただいま議題となりました議案第64号美唄市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更の件、議案第65号北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更の件、議案第71号個別外部監査契約締結の件の以上3件について、総務・文教委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、9月8日に委員会を招集して審査をいたしました。

議案審査における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

初めに、議案第64号について申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法が今年度で切れるが、次年度以降も過疎債に結びつくような法の整備が必要だと思うが、市として何か状況をつかんでいるのか、との質疑に対し、新たな過疎対策の措置に向けては、全国の都道府県、市町村から国に対し要望しているところがあるが、現在のところ白紙の状態である。との答弁。

次に、議案第71号について申し上げます。

個別外部監査人の選定について、人工数が一番少ない安価な監査人を選定しているが、これで本当にしっかりした個別監査ができるのか。選定に当たって何か基準となるようなものがあつたのか、との質疑に対し、今回は、病院事業の経営について財務関係、経営関係、今後の地域医療確保に向けての役割という事で、面談の中で説明をしてきた経緯があり、その中でそれぞれの会計士の判断において、日数・人工について提案されてきているものと理解しており、選定に当たっては、それぞれの公認会計士を信頼するしかないというふうに考えている。との答弁。

契約を結ぼうとしている公認会計士のこれまでの監査実績、監査結果について、他の病院の報告書のようなものを提出してもらっているのか、との質疑に対し、事業実績についてのお話は伺ってはいるが、報告書などの資料は入手していない。ただし、希望調書の中で過去に、公立病院の経営指導として、3カ所の国保病院の経営指導を行った経験があるほか、医療法人、社会福祉法人、公益法人等の顧問先が相当件数あるという報告はいただいている。

また、公認会計士としての守秘義務があり、

監査の性質上、依頼側の忖度が働くようなものであってはならないという意味から、具体的な資料については頂戴をしていない。との答弁。

今回契約を結ぼうとしている会計士は、経営指導などが主で、外部監査は初めてというふうに受けとめているが、その辺の経緯について聞いていることがあれば知らせてほしい。

また、契約期間が決まっている中で、それぞれの人工数にばらつきが見られるが、この辺をどのようにとらえて人選をしたのか、との質疑に対し、今回契約を結ぼうとしている会計士については、個別外部監査という形で実績はないというふうに判断しているが、今回の監査については、経営コンサル的な意味合いが強くなると考えており、経営指導的な実績というものも踏まえ判断した。

また、人工数については、それぞれの会計士の判断で出されたものと考えており、適正な人工数についての判断は、私たちの方ではできないと考えている。との答弁。

道内での外部監査の先進事例について、あるのかどうなのか。あつたとしたら外部監査後にどのように経営が改善されたのか、との質疑に対し、平成17年度に新冠村で、公社関係の個別外部監査を実施しており、その中で、指摘事項、改善要求というものが何件か出されているが、どういった経営改善がなされていたかということまでは実態把握はしていない。との答弁。

なお、議案第65号についての質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第64号、議案第65号及び議案第71号につきましては、

原案の通り可決すべきものと決定をいたしました。

本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長内馬場克康夫君 次に、議案第66号について、米田産業・厚生委員長。

●産業・厚生委員長米田良克議員（登壇） ただいま議題となりました議案第66号美唄市国民健康保険条例の一部改正の件について、産業・厚生委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、9月8日の1日間、委員会を招集して審査いたしました。

議案第66号の審査における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

初めに、提案説明として国保運営協議会委員から被用者保険等、保険者代表の委員を外す理由が昨年の制度改正により、加入者数の大幅減があったから、というのを受けて、被用者保険等保険者代表の委員を条例から外す提案だが、後期高齢者医療制度が廃止になったら、委員は復活するのか、との質疑に対し、退職者医療制度は74歳以下を対象にする老人保健に入る前の人たちの制度で、昨年これが廃止になり、経過措置として65歳未満の人は平成27年度まで退職者制度が残ることになった。後期高齢者医療制度がなくなっても退職者の医療制度を変えなければ、現行のままである。との答弁。

次に、出産一時金増額の意味と、この件の運営協議会の扱いはどうか、との質疑に対し、この改正は保険者の裁量だが、経過として健康保険法の改正に準じて扱っており、美

唄でも7月7日の運営協議会で改正の合意があった。との答弁。

次に、美唄の人たちは、出産のときに岩見沢か砂川へ行く。砂川市立病院の出産では、一時金と加算分の42万円でおさまるのか、との質疑に対し、日本産科婦人科学会の調査では、全国平均で39万円、直近の厚生労働省の補助事業調査でも約39万円となっている。美唄の国保窓口での一時金払いでも同額か、若干少ない金額となっている。との答弁。

次に、出産一時金の今回の改正で病院への直接支払い、または本人受け取りに変わったとあるが、その理由は、との質疑に対し、これまでは被保険者が一時金の受け取りを病院に委任するという仕組みだったが、改正により、保険者と病院が直接やりとりをすることを基本に制度化したものだ。との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第66号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会での決定どおり御承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長内馬場克康夫君 次に、議案第67号及び議案第72号、議案第68号ないし議案第70号の以上5件について、米田予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員長米田良克議員（登壇） ただいま議題となりました議案第67号平成21年度美唄市一般会計補正予算（第4号）、議案第72号平成21年度美唄市一般会計補正予算（第5号）、議案第68号平成21年度美唄市国民健康保険会計補正予算（第1号）、

議案第69号平成21年度美唄市老人保健会計補正予算(第1号)及び議案第70号平成21年度美唄市介護保険会計補正予算(第2号)の以上5件について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、9月9日、委員会を招集して審査をいたしました。

まず、議案第67号一般会計補正予算(第4号)にかかる質疑・答弁の主なものについて申し上げます。

初めに、子育て応援特別手当支給事業について、就学前3年の子が対象だが、この幼児教育期が対象になった経緯と、1人当たり3万6,000円の金額の根拠は、との質疑に対し、国の基本的な考え方として、特に保育所、幼稚園に通う年齢が、経済的に負担がかかること。また、3歳未満児は児童手当が平成19年度に改正になり、1人1万円ということで増額になっていることから、小学校就学前3年間を支給対象とした。

また、3万6,000円の基準については、住民税非課税世帯の保育所の自己負担の基準額を勘案し設定した、と国が説明。との答弁。

次に、前回手当が支給されたときは、プレミアム商品券の活用で地域の活性化を図ってきた。今後、関係団体と連携をし、地域の活性化を図っていくべきと思うが、市の考え方は。また、手当の配布方法と時期は、との質疑に対し、本年の4月に、びばい商品券運営協議会において、子育て世帯については、1万円に対して1万2,500円、一般世帯については1万円に対して1万2,000円の商品券の発行をした。以前からびばい商品券運営協議会では、子育て世帯については、1

万円に対して1万0,500円と言う事業を進めており、市内の消費拡大を図る観点から、協議会として子育て世帯を対象として何らかの形でプレミアム商品券の事業を継続的に行ないたいとの意向も聞いているので、協議会とも相談をしたいと考えている。

また、配布方法は、住民票等を基に把握した対象世帯に、申請書、手続きの方法等を送り、それに基づいて申請をしていただく。時期は、最初にDV被害者からの事前申請を10月中に受けるので、この処理が終了した後、その他の申請を受け付け、12月の後半には最初に申請した方に支給できるのではないかと。との答弁。

次に、公営住宅改善事業について、この施設を改修することに至った経緯は、との質疑に対し、国土交通省の補助対象事業要件の中の、耐用年数が5年以内までの建物についてという要件に近く、劣化の著しい東光団地の平屋の部分について改修することとした。との答弁。

次に、エレベーターに関して、今回の3基の改修で、エレベーターの事故はなくなっていくのか。また、その他のエレベーターはどうなっているのか、との質疑に対し、地震時管制運転装置については、全ての団地で既に設置済みで、今回の補正による工事は、停電時自動着床装置で、今回のゆたかニュータウン3基ですべて完了する。との答弁。

次に、水稻生産振興事業について、峰延農協の精米施設の経過は、との質疑に対し、今回の施設については、峰延農協が平成13年から精米販売事業を開始しており、これまでも取り組んできたが、消費者ニーズに対応し

事業を拡大するために新築する。との答弁。

次に、水稻生産振興事業、畑作生産振興事業について、補助金としてお金を出すのが、事業の業者選定に、市としてどこまで関与できるのか、との質疑に対し、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱並びに道要領の中で、施工方法については、直営施工、請負施工、委託施工、代行施工のいずれかにより実施することとされており、今回の事業については、請負施工として入札等を実施し、取り進められることになるが、事業主体の農協の方で審査会等、必要なものは設置するが、市は直接にはそれには入っていない。との答弁。

次に、排水機場集水路浚渫事業について、業務委託は入札で業者を選定するのか。また、915万1,000円という金額の算定の基準はどうなっているのか、との質疑に対し、委託業者の選定は、市内業者による指名競争入札を予定している。また、委託料の積算については、人件費1人当たり1万1,000円で、労務経費、698万8,000円、諸経費として、172万7,000円で、消費税をつけ、合計915万となっている。との答弁。

次に、持続的農業・農村づくり促進特別対策事業について、2,275万円の事業費のうち、特定財源として地方債が1,130万計上されているが、この地方債は、財源的にどうやって返していくのか、交付税その他の措置がなされるものなのか、との質疑に対し、この事業については、補正予算債で充当するという考えで考えており、補正予算債については、償還に合わせて50%が普通交付税に

算入されるという形になっている。なお、過疎債も対象になることから、補正予算債の部分と過疎債と並行して申請をあげ、過疎債が許可されるということになれば、交付税算入率70%になるので、有利な方を活用したいと考えている、との答弁。

次に、補正予算債ということで、いろんなことを勘案して、最終的にこの補正予算の上程ということになったと思うが、借金を背負ってまでやらなければならない事業の選定の考え方は、との質疑に対し、持続的農業・農村づくり促進特別対策事業については、公共投資臨時交付金が美唄市の場合94.627%交付されるということで、ほとんど一般財源が生じない事業の内容になっている。ただし、今回のこの措置により、補正予算債を発行することになるが、その財源を有効に使うため、当初予算で見ていた交付税算入のない起債の発行するのをやめ、補正予算債に切りかえるということで、今回の措置は借金を増やすということではなく、借金を減らすための対策ということととらえていただきたい。との答弁。

次に、交付税が公債費の償還に生かされているかどうか見えない。交付税が入ってくるときは、過疎債だと元金の7割に相当する額が入ってくるが、出すときは一般財源だから、交付税がどれだけ充当されてから出しているのかわからない。これからは、新規事業実施のとき、ある程度わかるようにすべきだ。交付税が算入された時点で、減債基金に積んで、公債費の支出に備えることが必要だと思うが、その見解について、との質疑に対し、減債基金に積み立てて、それを取り崩して見えるよ

うな形にすべきという部分については、当然のことだとは思いますが、これについては、そういった会計処理をするよりも、実際にこれだけ入ってきて、これだけ支出があったということで、別に説明をしていきたいと考えている。との答弁がありました。

次に、議案第72号一般会計補正予算（第5号）にかかる質疑・答弁の主なものについて申し上げます。

初めに、個別外部監査契約について、1日当たりの執務報酬が10万円の根拠は、との質疑に対し、現在、公認会計士協会の方で標準的な監査報酬の金額の定めは、独占禁止法にかかるということで示されていないので、3社からいただいた見積書、他の自治体等の契約の状況を勘案しながら、1日10万円という形で見積もった。との答弁。

次に、病院の経営健全化計画は、年度末までと法律で示されており、議会が経営健全化計画の議決をしなければならないが、計画提案の予定時期と、計画のスタート時期はいつか、との質疑に対し、現在、健全化計画策定に向けた素案の策定作業を行っており、1月には条例に基づくパブリックコメントを実施し、最終的には3月議会に計画案を提案する。また、計画のスタート年度については、今回、資金不足比率の公表をしたが、その公表した年度を初年度として計画を策定するという事になっているので、21年度からの計画ということになる。との答弁がありました。

また、議案第68号、議案第69号及び議案第70号の以上3件については、質疑はありませんでした。

以上の経過から、議案第67号ないし議案

第70号及び議案第72号の以上5件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認をいただきますよう、お願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に、認定第1号ないし認定第11号の以上11件について、小関決算審査特別委員長。

●決算審査特別委員長小関勝教議員（登壇）
ただいま議題となりました、認定第1号平成20年度美唄市一般会計決算認定の件、認定第2号平成20年度美唄市民バス会計決算認定の件、認定第3号平成20年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件、認定第4号平成20年度美唄市老人保健会計決算認定の件、認定第5号平成20年度美唄市下水道会計決算認定の件、認定第6号平成20年度美唄市介護保険会計決算認定の件、認定第7号平成20年度美唄市介護サービス事業会計決算認定の件、認定第8号平成20年度美唄市後期高齢者医療会計決算認定の件、認定第9号平成20年度市立美唄病院事業会計決算認定の件、認定第10号平成20年度美唄市水道事業会計決算認定の件及び、認定第11号平成20年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件の以上11件について、決算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、9月10日及び11日、9月14日ないし16日の5日間、委員会を招集して審査をいたしました。

委員会の冒頭、副市長から補足説明があり、引き続いて代表監査委員から総括的所見があ

りました。

その後、認定第1号平成20年度美唄市一般会計決算認定の件に対する質疑に入りました。

以下、その主なものについて申し上げます。

まず初めに、第1款議会費、第2款総務費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、定額給付金給付事業にかかる未申請者数とその総額について、また定額給付金を美唄市に寄付をした件数は、との質疑に対し、8月末現在で、申請した方は1万2,882世帯、給付金額は4億2,000万相当を給付しており、未申請の方は8月末現在で259件、定額給付金総額にして458万4,000円程度がまだ未支給となっている。との答弁。

次に、市税滞納者の解消に向けて、具体的に取り組まれている状況について、との質疑に対し、これまでの収納対策の取り組みについては、毎年市税等収納推進対策本部を設置しており、滞納強調月間・週間を設定し、フレックスタイムや夜間訪問徴収を実施し、20年度からはインターネット公売の体制整備、自動車のタイヤロックを購入し、アナウンス効果を図り、サービス制限条例などの活用も行い、収納率の向上に努めてきている。との答弁。

次に、東美唄出張所事務について、対象となる世帯数、人数の状況と出張所継続の考え方について、との質疑に対し、住民基本台帳の人口・世帯数で、平成20年3月末現在で、世帯数で23世帯、人口で37名、平成21年3月末現在で、世帯数21、人口が34と

いう状況。また、現在出張所は嘱託員2名で対応しており、ほかに簡易郵便局の委託を受けているため、この部分の整理がある程度でなければ結論は出せないと考えている。との答弁。

次に、当初予算を組んでいて、補正予算で対応した部分が一般会計だけでどれだけになるのか、との質疑に対し、昨年国の二次補正の関係で補正予算を組んだが、その時の補正予算総額は8億0,436万3,000円になっている。

主な内容として、地域活性化・生活対策臨時交付金や、定額給付金給付事業、そのうち、繰越明許費として繰り越したものが総額で7億0,957万6,357円であり、主な事業として、定額給付金事業や地域福祉会館整備事業など、全体で23事業となっている。との答弁がありました。

次に、第3款民生費、第4款衛生費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、生活保護の相談件数と申請件数、就労相談の主な内容について、との質疑に対し、保護相談件数は241件、申請件数は93件、就労相談については、本市は道内でもいち早く就労相談に向けて取り入れたと認識しており、空知支庁や道からも高く評価を受けている。仕事の内容等については、就労相談員が職安等々に出向き、保護者の方の就労に向け、より良い就労の場に取り組んでいければと考えている。との答弁。

次に、麻疹・風疹の予防接種について、美唄市内での受診率・人数について、との質疑に対し、今まで第1期、2期ということで、

麻疹の接種について子どもを対象に行ってきたところであり、平成19年に10代、20代を中心とした若年齢層に流行があったという事で、時限措置により実施をしてきた。

平成20年度の実績で、第3期の中学1年生について、235名が対象者で、接種された方は191名、接種率81.3%、高校3年生に該当する第4期については、対象が238名、接種された方は201名で84.5%の接種率となっている。との答弁。

次に、中高年疾病予防事業について、前年度決算と比較して約1,000万程度が減額となっている主な要因と、この事業自体の実際の決算が大幅に減った中身について、との質疑に対し、従来、基本健康診査ということで、保健センター事業ということで持っていたが、平成20年度から特定検診に移行され、医療保険者の責務という形で、国保会計の事業となる。

主な内訳については、検診料の昨年比で93万7,000円の減、郵送料は19万3,000円の減、打ち合わせ等の職員旅費が72万3,000円の減、その他の消耗品で49万7,000円の減、概ね1,079万円程度減少となっている。との答弁がありました。

次に、第5款労働費、第6款農林費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、地域人材開発センター運営事業について、800万の内訳について。また、ホームヘルパーの講座は開設されているか、されているとしたら年間何人くらい参加されているか。

また、市として人材開発センターに新たな

講座の開設等について要望はできるのか。との質疑に対し、地域人材開発センターに係る運営費の部分について、道が2分の1、その残りの部分を市と運営協議会とが2分の1ずつの負担で、運営費に対する負担金となっている。

また、介護に関する受講者は14名。講座については、毎年新たなメニューを加えており、その際、市のほうと連携をしながら打合せをしている。今後においても、市民のニーズに応えられるよう、実態把握をしながら、人材開発センターと連携し実効性のある講習の作成について協議をしたいと考えている。との答弁。

次に、地域ICT利活用モデル構築事業について、今年で事業も終わりになると思うが、現時点で地域ICTが、実際地域にもたらした効果と今後の方向性は。また、インターネットのアクセス数について、との質疑に対し、

インターネットのアクセス数について、平成20年度においては約66万1,000件、記事投稿数が延べで580件、8月には会員による125件の記事投稿があった。効果としては、会員の方が美唄のいろんな話題を記事投稿し、それを全国に発信して美唄ファンづくりに役に立っていると思う。

また、農産物直売所で運用しているポスレジシステムを使用することによって、農産物の販売管理、併せて値札のQRコードで生産者の履歴等の情報を提供することができる。このようなことから、出店者である農家にとって、効率的な運営が出来たのではないかと、という声があがっている。

今後の方向性としては、携帯電話、ネット販

売との連携等、新たなシステムの開発や、農産物、農産物加工品を産学官が連携し、市民の参画を得、みんなで一緒になって取り組む、食にこだわったまちづくりという部分で、連携機能を活用していきたいと考えている。との答弁。

次に、最近、農商工連携の話がよく話題として取り出されているが、その農商工連携についての具体例は、との質疑に対し、昨年、商工会議所と専修短大、商工会議所青年部、林業試験場、市の農政課などが集まり、ハスカップネットワークというのを立ち上げており、シンポジウムや、美唄高校のハスカップアイスクリームの提供などで、市民の方にハスカップを知っていただく取組みを始めた。また、手間がかかる収穫の効率化や、ハスカップの新たな商品開発を、市内の業者で取り組んでいるという話も聞いている。札幌HUGマートの出店なども、農商工連携の取組みとして挙げられるのではないかと考えている。との答弁。

次に、食の駅調査検討事業について、20万9,000円の内訳について。また、予算計上100万が決算では20万9,000円という、大幅に減った理由について、との質疑に対し、食のフリーマーケットのチラシや消耗品で9万1,827円、岩手県の米粉施設2ヶ所の視察旅費、8万0,640円、米粉製粉事業者の動向把握のための信用調査手数料が3万6,750円。また、減った理由としては、食の駅基本構想の進め方の考え方と別な観点で平成20年度の予算編成は行っていたので、当初計上していた基本設計、実施設設計等の調査費がなくなつたため。との答

弁。

次に、水稻生産振興事業について、水稻移植の7品種について。また、20年度、21年度の不稔率について、との質疑に対し、

市立試験場で移植している7品種については、ほしまる、ほしのゆめ、ゆめぴりか、おぼろづき、きらら397、ななつぼし、ふっくりんこの7品種。平成20年度の不稔率については、ほしまる8.6%、ほしのゆめ7.1%、ゆめぴりか6.1%、おぼろづき5.9%、きらら3974.8%、ななつぼし7.0%、ふっくりんこ7.5%。平成21年度については、これから不稔調査を行う予定。との答弁。

次に、農地・水・環境保全向上対策事業について、この事業が始まって3年目ということで、始まりからの経過を含め、事業をやってきたことの成果、現在の状況について、との質疑に対し、現在までの成果については、平成19年度から実施しており、19の組織が景観の形成、生活環境の保全などをテーマとして、それぞれの組織の中で啓発普及活動や、ハーブ、桜などの植栽、施設等の清掃などをそれぞれの地区で実施していることにより、農村景観の向上、農業施設の維持等に、寄与している。また、地元にある農業資源等の発掘等に努めているところもあり、資源マップ等もつくり、今まで気づかなかったものを大事にしていこうという取り組みなども出てきている。との答弁がありました。

次に、第7款商工費、第8款土木費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、美唄ハイテクセンター貸付事業に

ついて、例年、同じような金額で推移をしているようだが、この金額は将来的にどうなっていくのか。

また、なかなか企業誘致につながらない状況の中、ハイテクセンターの将来に向けての考え方は、との質疑に対し、入居状況が思わしくない中、これまで貸付金を支出しながら、運営を支援している状況。ハイテクセンタービルの入居率が現在の40%から70%になるよう、経営努力をしていく。また、最近はコールセンターを中心に募集活動を行っており、コールセンター2社から問い合わせがきているので、光回線導入の説明もしながら、入居につながるよう努め、さらに経営改善に努める。との答弁。

次に、新産業創出補助事業について、この事業の成果と、どういう検証がされているのか、との質疑に対し、平成20年度は廃油を利用し、農業用ビニールハウスの廃油ボイラーの技術を、一般家庭のロードヒーティング用ボイラーの開発をめざそうと言う市内の建設会社、新産業創造研究会が共同で開発した。ボイラーの小型化デザイン、ロードヒーティングの自動制止などの安全装置の部分で製品開発に結びつけると聞いている。との答弁。

次に、除排雪事業について、除雪委託料について、減額された額はいくらか。また、委託料を当初設計から減額する基準と、除雪業者が決まった後の指導方法について、との質疑に対し、設計変更額については、1億6,091万2,500円の契約金額に対し、1億2,271万3,500円で、6,100万程度の減額となっている。設計変更については、過去5年間の平均基準降雪量8メー

ル50に対し、上下限20%の範囲については設計変更は行っていない。平成20年度においては、4メートル83だったので、その分の設計変更を行った。

業者への留意点については、除雪業務実施要領により作業計画、作業の安全管理、作業講習などを指示している。との答弁がありました。

次に、第9款消防費、第10款教育費にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、学校事故災害対策事務について、こういった事故が多かったのか。また、事故発生の状況と推移について、との質疑に対し、

事故等に関しては、打撲、捻挫、擦り傷が大半を占めており、その主な要因として、小学校では、休み時間中または授業中、体育等での事故が多く、中学校では圧倒的に部活動中での事故が多く、その年々で変化はあるが、推移としては概ね横ばいの状況と考えている。との答弁。

次に、就学援助事業について、修学旅行費は満額支給なのか、その支給方法について。また、各学校、国の基準以下のところ、それから以上のところ、国の基準はいくらか、との質疑に対し、修学旅行費の援助は、国の基準に応じて行っており、支出の流れとして、保護者が先に学校に支払い、後日教育委員会から保護者に必要な対象額を支出している。また、国の基準額は、上限として小学校は、2万0,600円、中学校については、5万5,700円である、との答弁。

次に、教育振興費の補正内容と予備費充用の主な要因、学校保健管理事務における、ぎ

よう虫卵検査の検査結果について、との質疑に対し、教育振興事業費の補正に関しては、光珠内中央小学校の閉校に伴う経費として、閉校式に関する式典経費、記念誌発行、記念碑の建立という部分について、交付金として50万円を組んだものであり、予備費の充用は小中学校の文化体育派遣事業補助金の予算額に対する支出不足分である。

ぎょう虫卵検査の検査結果は、小学校の1年生と3年生を対象とし、356名が検査を行い、陽性者はゼロである。との答弁がありました。

また、第9款消防費、第11款災害復旧費ないし第15款予備費に関して質疑はありませんでした。

次に、歳入全般にかかる質疑・答弁について申し上げます。

ゴルフ場利用税交付金の減少理由と今後の利用増の対応策について、との質疑に対し、ゴルフ場利用税は、1度道税として納入され、収入した金額の10分の7をそれぞれ所在する市町村に一定率交付されるが、減少している内容として、景気の動向により収入についても落ちこんでいると考えている。市内には数ヶ所ゴルフ場があり、地域の振興という視点、魅力あるまちづくりのひとつとして、観光用のパンフレットにも載せており、いろんな場面で利用に向けて努めていきたい。との答弁がありました。

次に、認定第2号平成20年度美唄市民バス会計決算認定の件にかかる質疑・答弁について申し上げます。

初めに、報告書を見ると、乗客がだんだん減っている状況。このままだと市からの持ち出

しも増えていき、市民バスを廃止しなければならないという状況になるのではないか、何か市民への働きかけを考えているのか、との質疑に対し、人口の減や学生の減で、乗客が減少する傾向にある。なるべく経費をかけないように予約運行や、バスを少し小さくしていくということで対応している状況。との答弁。

次に、西線について混乗バスが走っているが、その中で乗客が乗って、座りきっていない状況で発車してしまうケースがずいぶん見られる。その辺の、運転手に対する指導はどうなっているのか、との質疑に対し、業者に運行を委託しており、特に運行に関しては、安全運転の励行等について、特に気をつけるように指導しているが、質疑の内容について再度確認し、乗客の安全が第1ということで、改めて安全運転の励行ということを業者に対して指導して行く。との答弁がありました。

次に、認定第3号平成20年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、一般会計から繰入金が入っているが、この金額が決定したときの考え方について。また、黒字が生じたことにより繰入金を返還する基準はあるのか。返還しないのであれば、黒字の分の処理はどうするのか、との質疑に対し、

一般会計からの繰入金の考え方については、保険税の軽減分の補てんとして保険基盤安定分として入ってくる部分など、繰入に対する決めがあり、それに対し、国や道から一定の金額が入ってくる。このような基準があることから、赤字・黒字という部分の影響を受け

ないので、黒字が生じたからといって、一般会計に返すということはない。黒字の部分については、国の療養給付金等負担金及び被用者保険側からの交付金の精算分として、21年度の歳入に編入し、返還している。との答弁。

次に、高額医療費及びその他の給付のところの葬祭費について、19年度から激減している理由について、との質疑に対し、老人保健制度には葬祭費がないため、平成19年度については、国保加入で老人保健加入者が亡くなったときには国保から葬祭費として給付されているが、平成20年度は、後期高齢の広域連合の方で給付されているので、国保の方には載っていない。との答弁がありました。

次に、認定第5号平成20年度美唄市下水道会計決算認定の件にかかる質疑・答弁について申し上げます。

初めに、地方債の状況は前年度から比べると、約3億8,000万ほど少なくなっているが、債務残高が168億ちょっとある。将来計画として、下水道事業のあり方を、今後どう組み立てていくのか、との質疑に対し、借入状況については、19、20、21の3カ年分に対し借換えを行い、約4億8,000万ぐらいの利息の軽減を見込んでいる。今後の事業の進め方については、近年、市の財政も苦しいことから、全体的な事業費の見直しを行い、今年度については、補助、単独費を含め、整備費が3億と言う形で、今後もこのような金額で整備を進めていきたい。との答弁。

次に、新たな投資をしていくことについて、どこかの時点でしっかりと見直しをし、対応

していかないと、計画と実施段階で大きな乖離が出てくる可能性があるのではないか。その辺の取り組み方について、との質疑に対し、国道12号線の拡幅に合わせ、茶志内地区も下水道の整備を進める計画をしているところで、今年の6月に国道周辺の茶志内地区にアンケート調査をした。配布99戸につき、回収59戸、回収率が約60%。その中で、下水道が必要という回答は59%あった。茶志内地区の国道改修により、戸数が減ってきている部分もあるが、地元のアンケートの結果を踏まえて、整備を進めていきたい。との答弁がありました。

次に、認定第6号平成20年度美唄市介護保険会計決算認定の件にかかる質疑・答弁について申し上げます。

報道等によると、介護事業の必要度というのは上がっているが、その事業所で働く人が、常時足りないと言うことが言われている。美唄市において介護事業者の充足率は、との質疑に対し、個々の事業所の充足率について、正確な数字は押さえていないが、一時的に足りない部分は出てくる時期もあるが、現在のところ市内においては、概ね必要な人員が確保できている状況にあると聞いている。との答弁がありました。

次に、認定第8号平成20年度美唄市後期高齢者医療会計決算認定の件にかかる質疑・答弁について申し上げます。

後期高齢者医療制度に加入している人で、短期証が交付されている人はどれくらいいるのか、との質疑に対し、現在、美唄市で短期証を発行しているのは、18名となっている。との答弁がありました。

次に、認定第9号平成20年度市立美唄病院事業会計決算認定の件にかかる質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、診療報酬改定に伴う平成20年度の影響額について、との質疑に対し、診療報酬の本体が0.38引き上げ、薬価料、材料等が1.2%の引き下げで、実質、0.82%の引き下げとなった。この改定率に基づき、平成20年度の6月を定点とし、各診療科の改定前と改定後の診療報酬点数の比較を行った結果、各診療科の合計で入院は、ほぼ同じ点数で影響がなかったが、外来診療においては約3.73%マイナスの影響があり、年間の診療報酬に当てはめると、約1,900万程度の影響額があったものと推計している。との答弁。

次に、救急の一時預かり金をするという事になっているが、くわしい内容は、との質疑に対し、保険に加入されて、市内に住んでいる人は3,000円、6歳未満は1,000円。保険証の提示がなく、市外の人1万円。なお、預かったお金に不足を生じた場合は、追加で支払っていただき、間にあった場合は、精算後残額を返金する。いずれも窓口には1度来ていただくことになる。との答弁。

次に、基本的に市立病院を維持していくということであれば、しっかり応援をしたいという気持ちの市民が多いはず。市民の声をしっかり受けとめながら、医師の確保等について、ぜひ努力をお願いしたい。その辺の考え方について、との質疑に対し、病院にとって、医師の確保というのが一番大事な部分。今は、内科の医師の確保について、人材派遣会社や、美唄の医師会とも連携をとり、医師会を通じ

て、北海道医師会にお願いをする事で、確保にむけて努力をしている。市立病院を残すために、特に内科の医師の確保については、これからも万全を期していきたい。との答弁がありました。

次に、認定第10号平成20年度美唄市水道事業会計決算認定の件にかかる質疑・答弁について申し上げます。

有収率が3%ほど下がっているが、その要因と、その対策について、との質疑に対し、

茶志内地区で発生した漏水箇所が発見しづらい場所だったことにより、漏水の修理までに長期間を要したことから、配水量が増加した。また、ごくわずかな漏水もあり、そういうものが重なったことにより、有収率が下がったと考えられる。今後も、漏水調査を実施しながら、有収率の向上に向けて進めていきたい。との答弁がありました。

次に、認定第11号平成20年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件にかかる質疑・答弁について申し上げます。

工業用水給水先の13業者の事業所名と、工業団地ごとの数について、との質疑に対し、給水先は泉化学工業、矢崎加工、電気化学工業、ドーピー建設工業株式会社、会沢高压コンクリート株式会社、アキレス、東穂美唄工場、美唄コンドウ、北有建設、バールドノール、美唄環境センター、美唄農産物高度利用研究所、美唄市農協苗工房。また、バールドノールについては、空知工業団地、美唄市農協苗工房については、東明工業団地周辺、それ以外については、東明工業団地となっている。との答弁がありました。

なお認定第4号平成20年度美唄市老人保

健会計決算認定の件及び認定第7号平成20年度美唄市介護サービス事業会計決算認定の件、書面審査及び総括質疑に関して質疑はありませんでした。

以上の経過から、認定第1号及び認定第3号については異議がありましたので、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、認定第2号、認定第4号ないし認定第11号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長内馬場克康君 これより議案第64号及び議案第65号の以上2件について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第64号美唄市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更の件及び議案第65号北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更の件**の以上2件は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより議案第71号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

7番、長谷川吉春議員。

●7番長谷川吉春議員（登壇） ただいま議題となりました議案第71号個別外部監査契約締結の件について、討論に参加いたします。

最初に結論を申し上げますと、私の立場は原案に反対であります。反対の理由は、基本的には9月1日の本会議で提案された議案第63号個別外部監査契約に基づく監査の件の反対討論で申し上げたとおりでありますので、重複は避けますが、この個別監査の結果の内容が不採算部門の切り捨てとか、人件費の一層の切り下げ、地域医療の中核としての総合病院をやめ、診療所にするなどの結果が出され、それに基づく病院の経営健全化計画が策定されることが懸念されるからであります。契約締結の相手である公認会計士末永仁宏氏は、公立病院の個別外部監査の実績はなく、むしろ公立病院の経営コンサルタントとしての実績があることから、私の懸念が根拠のないものではないと思うわけであります。市立美唄病院は、救急医療センターとしての役割や、透析患者の受け入れ、療養ベッド45床の設置など、不十分ながらも地域医療の中核としての役割を果たしています。市立美唄病院が診療体制を一層充実させ、市民の命と健康を守る地域医療の中核となることを願い、討論を終わります。

●議長内馬場克康君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決い

たします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第 7 1 号個別外部監査契約締結の件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより議案第 6 6 号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって**議案第 6 6 号美唄市国民健康保険条例の一部改正の件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより議案第 6 7 号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は委員長報告のとおり決することにご

異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって**議案第 6 7 号平成 2 1 年度美唄市一般会計補正予算(第 4 号)**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより議案第 7 2 号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

7 番、長谷川吉春議員。

● 7 番長谷川吉春議員(登壇) ただいま議題となりました議案第 7 2 号平成 2 1 年度美唄市一般会計補正予算(第 5 号)について、討論に参加いたします。

結論を先に申し上げますと、私の立場は原案に反対の立場であります。その理由は、この議案は、先に提案された議案第 7 1 号に伴う補正予算であり、議案第 7 1 号で申し上げた理由により、原案に反対するものであります。

以上、討論を終わります。

● 議長内馬場克康君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第72号平成21年度美唄市一般会計補正予算（第5号）**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより議案第68号ないし議案第70号の以上3件について一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括質疑を終結いたします。
これより一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括討論を終結いたします。
これより一括採決いたします。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第68号平成21年度美唄市国民健康保険会計補正予算（第1号）**ないし**議案第70号平成21年度美唄市介護保険会計補正予算（第2号）**の以上3件は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより認定第1号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。
これより討論を行います。

1番、吉岡文子議員。

●1番吉岡文子議員（登壇）　ただいま議題となりました認定第1号平成20年度美唄市一般会計決算認定の件につきまして、日本共産党議員団を代表して、討論に参加いたします。

私の立場は認定に反対です。以下、その理由と若干の意見を申し述べます。

平成20年度における決算は歳入158億

9,750万8,399円、歳出158億2,508万8,523円、差し引き7,241万9,876円の黒字となっています。2008年の政府予算は、福田首相のもとで編成されたものでした。総選挙がいつあるかわからない。前年度は参議院選挙で民主党が大勝したという情勢のもと、国は小泉構造改革路線を踏襲しつつも、参議院選挙に示された地方の反乱への対策として、04年度から毎年削減を続けてきた地方交付税を増額しました。しかし、2002年度に3,000億円、2003年度から2007年度には毎年2,200億円を削減し続けてきた社会保障抑制路線は継続、08予算でも2,200億円を抑制しました。これにより医療費の窓口負担の増加、年金支給の減額、介護保険のホテルコスト徴収、診療報酬・介護報酬の大幅削減、生活保護の老齢加算廃止など、社会保障全般について抑制が実施されました。

また、国は夕張市の財政破綻をてこに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、自治体財政健全化法を成立させました。性格の違う一般会計、病院や国保、介護などの特別会計、公営企業会計の債務を合算させて、地方財政を判断するというものです。3年間の経過措置が設けられてはいるものの、市立美唄病院会計に大きな赤字を抱える本市も地方公共団体の財政の健全化に関する法律によれば、早期健全化基準に該当しかねないといった状況のもと、平成20年度の予算執行に携わった関係職員の皆さんには言葉に言い尽くせない御苦勞があったことと思います。改めて敬意を表します。

歳入の状況ですが、地方交付税が前年より

増額とはなっているものの、自主財源の比率は3割強で、依然として財政運営が厳しいとしか言いようがありません。このような状況のもとで市民の福祉の向上という自治体としての使命を果たしているか、市民の生活実態や市内経済状況に即して、政策展開がなされてきたかが問われるものと考えます。

医療の面では市内唯一の救急受け入れ病院として、市立美唄病院の救急体制を確立、透析センター施設改修及び機器の整備を図り、労災病院からの人工透析患者を受け入れたことは、市民の不安を払拭し、安心できる地域医療確立の一步となりました。

燃料の高騰が冬期間の市民生活を左右するという状況のもと、福祉灯油の実施は市民にとって体だけでなく、心まで温まる事業となりました。対象世帯も昨年より拡大されましたが、最低限の生活を強いられている生活保護世帯への福祉灯油支給が実現されなかった点は、厳しく指摘しておかなければなりません。

民間個人住宅へのバリアフリー改修等への支援制度の創設は、高齢化の進む本市にあって、高齢者が地域で安心して住み続けられる支援として評価したいと考えます。一方で行政改革の名のもとに、正規職員の削減と臨時・非常勤職員の増加の問題があります。市民に責任を負わなければならない公務労働は、正当に評価されなければならないものであり、他の自治体と比較して職員が少ない状態や給与の大幅な削減は、労働環境の問題ばかりでなく、市民にとっても不利益となります。市役所は美唄市内で一番規模の大きい労働現場ですから、民間へ及ぼす影響も大きいものと

考えます。今決算の黒字の要因の1つに、職員の皆さんの手当の削減があったことを指摘しておかなければなりません。

道路側溝整備などは大きく立ちおくれしており、農業の分野でも減り続ける農業従事者問題や、厳しい経営への支援策も不十分さがあります。商業の分野でも経営を断念する業者が多く見られ、国道12号線沿いは、まさに歯抜け状態と言う表現がふさわしい状況です。雇用情勢も好転する兆しささえ見えません。決算の内容は、美唄市の極めて厳しい財政状況を反映したのですが、全体を見れば、結果として基本的には国の進める路線に従った内容となっています。

今後、計画上は7年間の美唄市財政健全化計画の遂行に当たり、市民生活上の数々の問題が出てくると推測いたします。急ぐ必要のない事業は一たん凍結し、必要な事業に絞り込むなどの見直しが必要であることと、高齢化や経済状況の影響を受け、必要な福祉施策こそ充実させるべきであることを申し上げ、平成20年度美唄市一般会計決算認定について、認定に反対の立場からの討論といたします。

●議長内馬場克康君 5番、高橋幹夫議員。

●5番高橋幹夫議員（登壇） ただいま議題となりました認定第1号平成20年度美唄市一般会計決算認定の件につきまして、討論に参加させていただきます。私は認定することに賛成であります。以下、その理由と若干の意見を申し述べます。

平成20年度一般会計の決算は歳入総額158億9,750万8,000円に対し、歳出総額158億2,508万8,000円で、

歳入歳出差額は7, 242万円となり、翌年度に繰り越すべき財源1, 524万2, 000円を除く実質収支で5, 717万8, 000円の黒字決算となりました。特に平成20年度は平成19年度の実質収支赤字1億2, 828万円の繰上充用により、赤字含みの予算執行となりましたが、少雪による除排雪経費の減少や内部管理経費の節減などにより、黒字を確保できたものと考えます。また、極めて厳しい財政環境のもとで美唄市民の深い御理解と御協力をいただくとともに、経費の削減や人件費の抑制などを行ないながら、効率的な行財政運営に取り組まれたことは評価したいと思います。

さて、歳入を見ますと、自主財源の中核である市税収入が対前年度比約1, 419万円の増収となっているほか、三位一体の改革などにより、減少してきた地方交付税が対前年度比約2億2, 420万円増加するなど、一般財源が増加に転じたところであります。一方では市税の収納率が低下していることから、健全化に向け、さらなる収納対策を講じる必要があると考えます。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率は、一般会計の実質収支の黒字や市立病院会計における公立病院特例債の借り入れなどをしたことにより、早期健全化団体となる基準をクリアしたところではございますが、多額の不良債務や公債費負担などで連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率はまだまだ高い水準にあることから、市長を始め、市職員が最大限の努力を傾注され、財政の健全化に向けた取り組みを着実に進めることが必要であると考えます。

賛成理由について、主な施策の取り組みから申し上げますと、平成20年度においても美唄21世紀まちづくりプラン後期基本計画の3年次目として、福祉、環境、交流及び経済振興を重点とした施策に取り組まれると共に、世界的な経済危機のあおりを受けた中において国の緊急経済対策に呼応し、地域活性化・生活対策などの各事業に積極的に対応するなど、今後それらの効果が期待されるものであります。

初めに、やさしさと健康のまちづくりについては、地域が一体となって子どもたちを見守り、はぐくむ仕組みづくりを推進したほか、地域の皆さんと協働による健康づくりや特定健診、特定保健指導の実施及び生活習慣病予防など、ライフステージに応じた健康づくりの推進や福祉灯油事業の充実のほか、地域活動の拠点となる峰延福祉会館の建替え、美唄市障害者プラン第2期計画及び第2期地域福祉計画の策定など、幅広く社会地域福祉の向上に取り組まれました。

また、市立美唄病院については、極めて厳しい状況であることから、健全化に向け持続可能な地域医療体制の確保と経営の効率化を図るため、公立病院改革ガイドラインに基づき、市立美唄病院改革プランを策定したほか、美唄医師会の全面的な協力により、本市唯一の救急告示病院としての体制を確保されました。

次に、快適な暮らしを実現するまちづくりであります。都市基盤の整備では、計画的に道路・側溝などの整備に努められたほか、公園については、住民が参加する公園の管理・清掃活動を推進されました。また、住宅

については、既存公営住宅の環境改善のほか、民間住宅のバリアフリー改修等に対する支援制度が創設されました。

さらに、市民生活の安全確保に向け、美唄市地域コミュニティ安全条例に基づき、地域と協働して防犯活動や交通安全運動などを推進されました。

次に、人と自然が調和したまちづくりであります。宮島沼水鳥湿地センターを拠点として、環境学習会やボランティア講習会などを開催し、環境保全の必要性をPRしたほか、ごみ分別事典を各家庭に配布するなど、市民理解を求め、ごみの適正処理や減量化に向けて取り組まれました。

次に、豊かで活力ある産業が広がるまちづくりであります。農業においては、ハスカップの生産振興に対して支援を行うなど、産地づくりに取り組んだほか、農村環境の保全を図るため農地・水・環境保全向上対策事業を引き続き支援しました。

商工業においては、新産業創造研究会を中心にビジネス交流会を開催するなど、起業家支援や技術向上への取り組みを推進しました。また、北海道洞爺湖サミットの関連行事に雪山桜を展示するなど、本市が積極的に研究に取り組んでいる雪冷熱エネルギーを広く紹介いたしました。

雇用におきましては、雇用機会の確保及び技術向上のため職業訓練や各種技能習得等を支援したほか、国の安心実現のための緊急総合対策事業を活用し、求職者に対する生活支援に努められました。

次に、文化と交流のまちづくりであります。学校教育においては、中学校の統合に伴

い、茶志内小学校と西美唄小学校について移転改修を行ったほか、中学校コンピュータ整備事業を実施するなど、教育環境の整備に努められました。

また、専修大学北海道短期大学については、引き続き振興助成事業を行ったほか、地域社会の発展、人材の育成、学術振興について、包括的な連携協定を結びました。

交流においては、観光交流の推進を図るため、郷土ポータルサイトを充実したほか、民間の情報誌やインターネットへのインターネットサイトへ、観光や地域資源情報の発信に努められたほか、美唄市の名を広く周知するため、東京都庁や札幌の道産品アンテナショップ、物産展等に参加されました。

以上、極めて厳しい財政状況の中において市民福祉の向上と地域の活力づくりのために取り組まれたことを評価するものでございます。

最後に、財政健全化計画の取り組みは平成27年度まで長期にわたり、地域課題も山積しておりますが、今後とも自立と協働を理念に、市長の力強いリーダーシップの下で全職員が一丸となって、財政の健全化と地域の活性化に向けて取り組まれることをご期待申し上げ、私の討論とさせていただきます。

●議長内馬場克康君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに

賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**認定第 1 号平成 20 年度美唄市一般会計決算認定の件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより認定第 2 号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**認定第 2 号平成 20 年度美唄市民バス会計決算認定の件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより認定第 3 号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。これより討論を行います。

1 番、吉岡文子議員。

● 1 番吉岡文子議員(登壇) ただいま議題となりました認定第 3 号平成 20 年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件につきまして、討論に参加いたします。私の立場は認定に反対です。以下、その理由と若干の意見を申し述べます。

国民健康保険は、健康保険や共済保険など

の被用者保険に加入していない労働者、農林水産業者、自営業者、退職者や無職の人などを対象にした我が国最大の医療保険制度です。国民健康保険法には、社会保障と国民保健の向上に寄与すると書かれており、国の責任で国民に医療を保障することを明記しています。しかし、自己責任と受益者負担の双方を求める政府与党の構造改革の中で国民健康保険制度の本来の目的がゆがめられてきました。一向に光の见えない雇用状況のもとで高過ぎて支払い能力を超えた保険税、資格証明書交付世帯の急増、国民皆保険の理念は崩壊の危機に瀕していると言わざるを得ない状況です。

平成 20 年度の決算の内容は、歳入 36 億 5,579 万 7,172 円、歳出 36 億 3,504 万 8,702 円で、差し引き 2,074 万 8,965 円の黒字となっています。しかし、一般会計から 2 億 5,600 万余の繰入金をもってしてのことで、美唄市の国民健康保険会計は依然厳しい状況と言えます。美唄市の国民健康保険の実態は、決算説明書によれば、国保加入世帯数は 4,811 世帯、被保険者数は 8,290 人で、世帯全体の 4 割弱、人口全体の 3 割以上を占めています。そのもとで資格証明書交付世帯は 143 世帯で、前年度比 8 世帯の減、短期証交付世帯は 393 世帯、前年度比 4 世帯の増という状況です。4 月に 75 歳以上の高齢者が後期高齢者医療制度に移行したという加入世帯の大きな変化があったにも関わらず、前年と大きくは変わらない資格証明書交付世帯、短期証交付世帯であるという点に、美唄市民の置かれている経済的困窮の実態が示されていると考えられます。

納税相談などでは、分割納付や他の制度利用を進めるなどの対応が続けられていることは承知しておりますが、根本的には払いたくても払えない過重な保険料負担が滞納者の発生につながっていることは明らかであり、その結果としての資格証明書や短期証の発行は、制裁措置として命とお金を天秤にかけるともとられかねないものです。さらに、医療の受診機会を奪うことにつながり、命にかかわる重大な問題が引き起こされている実態は、全国的にも報道されているところです。

そんな中で一部の自治体では資格証明書発行ゼロ、あるいは2枚、ないし3枚に押さえているなど、住民の福祉や社会保障に対する自治体の姿勢の違いが見てとれるというものです。そのような中で、美唄市において地域の医療制度としての国民健康保険制度を守る事が、住民の福祉の増進を役割とする自治体の長としての市長の重大な責務であると考えます。桜井市長が国に対しては国庫負担を元の45%に戻すことや、医療制度の見直しを求めて声を上げつつ、市民に対しては保険税引き下げなどを早急に検討し、高くても払えない国保税滞納による資格証明書発行を中止することが求められています。

本会計の決算内容は、結果として国の制度に従ったものであり、容認しがたいものです。

以上申し上げまして、平成20年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件につきまして、認定に反対の立場からの討論を終わります。

●議長内馬場克康君 3番、五十嵐聡議員。

●3番五十嵐聡議員（登壇） ただいま議題となりました認定第3号平成20年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件につきまして、

討論に参加させていただきます。結論から申し上げます。私の立場は原案に賛成であります。以下、その理由と若干の意見を述べさせていただきます。

国民健康保険は国民皆保険の中核となるものであります。被保険者の構成は、第1次産業従事者や自営業者が中心であったものから、時代の経過と共に無職者、低所得者が増加し、被保険者の高齢化が進んでおります。景気後退に伴う経済状況悪化の中、保険税の収納率は伸び悩んでおり、急速な高齢化や医療費の増嵩により、保険財政は極めて厳しい状況に置かれており、事業運営は一層の経営努力が必要とされております。そのような中でも、本市の平成20年度決算状況は、実質収支額は、2,074万9,000円の黒字となっており、国保支払準備基金から繰り入れをせずに済み、今後の運営に備えることができたものと考えます。本市国民健康保険を取り巻く環境は、今後一層厳しさを増していくものと考えられます。特に、低所得者や4割近くを占める65歳以上の被保険者を抱えており、医療費も比較的高い状況にあります。医療費の増加は、保険税の負担の増加を招くことにもなり、事業運営は厳しいものになってしまいます。昨年から特定健康診査、特定保健指導が医療保険者に義務づけられ、生活習慣病についての意識が高まりつつあります。早期発見、早期治療だけでなく、生活習慣の改善を支援する事業等が行われることにより、医療費抑制の動向にも注目していきたいところであります。

今後、医療制度を取り巻く状況の変化も想定されますが、さまざまな情報を的確に把握

しながら、適切に運営されることをご期待申し上げます、私の討論を終わります。

●議長内馬場克康君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**認定第3号平成20年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより認定第4号ないし認定第11号の以上8件について一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**認定第4号平成20年度美唄市老人保健会計決算認定の件ないし認定第11号平成20年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件**の以上8件は委員長報告のとおり**決定**されました。

暫時休憩いたします。

正午12時32分 休憩

正午12時40分 開議

●議長内馬場克康君 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程の第5、意見書案第8号道路の整備に関する意見書ないし日程の第9、意見書案第12号核兵器廃絶へ速やかな国際交渉の開始を求める意見書の以上5件を一括議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第8号について、11番、土井敏興議員。

●11番土井敏興議員(登壇) ただいま議題となりました、意見書案第8号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

道路の整備に関する意見書

北海道は、全国の22%を占める広大な面積に180の市町村からなる広域分散型社会を形成し、道民の移動や物資の輸送の大半を自動車交通に依存しており、道路は道民生活と経済・社会活動を支える最も重要な社会基盤となっております。

また、冬期の厳しい気象条件に加え多発する交通事故、自然災害時の交通障害や更新時期を迎え老朽化する道路施設など、道路を取り巻く課題は多くあります。

以上のことから、高規格幹線道路から住民に密着した市町村道に至る道路網の計画的・

体系的整備はぜひとも必要であり、特に、全国に比べて大きく立ちおくれている高規格幹線道路ネットワークの早期形成は、圏域間の交流・連携の強化による地域経済の活性化、道民の命にかかわる救急搬送や災害対応といった安全で安心な生活を確保する上で不可欠であります。

本市におきましては、国道１２号、開発道路美唄富良野線、美浦大橋並びに月形大橋の整備促進が、最も重要であると考えております。

こうした中、地方財政は全国的な景気後退とともに税収が大きく落ち込むなど極めて厳しく、道路特定財源が一般財源化された現在、今後の道路整備は、国、地方などの適切な役割分担のもと必要な予算を確保するとともに、従来を超えるスピードをもって推進することが重要であります。

このような状況を踏まえ、次の事項について強く要請いたします。

記

- 1 高規格幹線道路ネットワークの早期形成を図るため、整備中区間の早期供用を図るとともに、抜本的見直し区間の未着手区間や基本計画区間について早期事業化を図ること。
- 2 地域の暮らしを支える道路整備に必要な予算を確保するとともに、除排雪や適時適切な修繕など増大するストック維持に対する支援の拡充を図ること。
- 3 今後の事業評価に当たっては、地域からの提案を反映させるなど、救急医療、観光、災害対策など地域にもたらされる多様な効果を総合的に評価すること。

4 道路整備に関する地域のさまざまな課題に対応できるよう、地域活性化基盤創造交付金制度のさらなる充実と必要額の確保を図ること。

5 地方の財政負担の軽減に資する地方道路整備臨時貸付金制度の維持・拡充を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成２１年９月１８日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 次に、意見書案第９号について、８番、米田良克議員。

●８番米田良克議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第９号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

国設・北海道中央コンピュータ・カレッジの廃止見直しを求める意見書

厚生労働省職業能力開発局より６月５日付で北海道へ通知（技能発０６０５００４号）のあった、北海道中央コンピュータ・カレッジの平成２２年度末での廃止は、設置自治体や設置地域の措かれた状況をまったく理解していない判断と言わねばなりません。雇用・能力開発機構の廃止という厚生労働省としての事情はあるかもしれませんが、全国的に見

れば継続される情報処理技能者養成施設もあり、個々の地域事情を十分に調査され、それぞれの地域で果たしている情報処理技能者養成施設の役割を理解されるなど、手続きを十分に踏むべきと考え、以下に地域としての考え方を述べますので、ご賢察を求めます。

平成元年に北海道中央コンピュータ・カレッジが、国設としてスタートしたのは、即戦力の情報処理技術者養成が必要との、国の政策によるものでした。20年の経過を振り返ると、2学科定員100名にもかかわらず、1年目の80名を最高に、変動はありましたが70名を維持できたのは4年目までで、その後は入学者の減少があり、12年目からは定員を70名に下げる措置を取りました。その後も入学生が増加することとはならず、30名を上下する状態でした。経営的にも厳しく、増加する赤字は美唄市の貸付金で凌ぎながら懸命な経営努力を重ねることで、ここ数年は単年度決算で収支均衡を維持するようになりました。

経営改善が可能になったのは、校舎の保全・最新の教育機材維持など、国設故の支援が大きかったと言えます。

この間、設置目的の即戦力の情報処理技術者養成には最大の努力を続け、国設の名に恥じない力量を備えた卒業生を全国の企業へ送り出してきました。

北海道で札幌から少し離れた地域において、高校卒業後の進路で情報処理技術者養成の専門学校としては、これまで地元を含む空知地方を中心に全道各地域の高校から卒業生を受け入れてきました。的確で懇切な指導と交通の利便、国設故の授業料の低廉なことが選ば

れる要因と考えられます。卒業生の力量も認められ、求人数も19年度からは3000人を超える状態です。このことは、これからも地域の期待に応えることが北海道中央コンピュータ・カレッジにますます求められていると言えます。

昨年2月の事業改善計画を求めることから始まった一連の動き、そして廃止の結論は、北海道中央コンピュータ・カレッジの果たしてきた役割をまったく考えないもので、現在の厳しい地域経済事情も一顧だにしない、信じ難い内容です。

美唄市議会は、廃止はできないことで全員の意思が固まり、常任委員会を中心に北海道中央コンピュータ・カレッジへ出向き、学生の指導に努力されている教師の皆さんから、事情や考え方を聞き、この学校の現状維持を改めて確認しました。

以下の内容を理解され、ぜひ再考していただくよう強く要請いたします。

記

1. 国が経済危機対策に多額の予算を投入し、雇用対策にも積極的施策が講じられる現在、これから就業する人達への技能習得機会の確保は極めて重要である。
2. この学校が運営に苦しみながら20年間果たしてきた実績は、地域に大きな足跡を残し、経済危機が続く現在、その存続は一層強く求められている。
3. 国による運営支援は、設置自治体は勿論、何よりも学生の負担軽減に大きな意味を持ち、今後も継続されるべきである。

以上、地方自治法第99条に規定により意

見書を提出します。

平成21年9月18日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 次に、意見書案第10号及び意見書案第11号の以上2件について、2番、森川明議員。

●2番森川明議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第10号及び意見書案第11号につきまして、一括して案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

2010年度国家予算編成における
教育予算の確保・拡充を求める意見書

教育の機会均等と義務教育無償の原則は、憲法26条で定められており、全ての国民に対して義務教育を保障することは、国の重要な責任です。このことから、全国のどの地域でも、すべての子どもたちに無償で一定水準の教育機会を保障するため、義務教育費国庫負担制度が設けられています。

しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が1/2から1/3に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、教育費や図書費、学校施設などを含めて教育条件の地域間格差も拡がりつつあります。

また、就学援助受給者の増大に表れているように、低所得層の拡大・固定化が進んでい

ます。自治体の財政力や保護者の家計の違いによって、子どもたちが受ける教育に格差を生じさせてはなりません。この間の国庫補助金の廃止により、準要保護児童生徒の就学援助費の廃止・一般財源化に伴い、道内市町村では、認定基準や支給額の変更を余儀なくされているのが現状です。これらは、美唄市においては特に顕著で危機的な財政事情から教育予算の削減が続き、そのしわよせは学校現場、父母、児童生徒に及び、数年前から限界に達しています。

さらに北海道では、広大な地域に小規模校が点在し、離島などの多くのへき地を有し、全国的教育水準との格差だけでなく、市町村間での格差が危惧され、地方の教育水準の低下をもたらす恐れがあります。そのため、国の責務として教育予算を確保・拡充させるべきです。以下の内容を強く要請します。

記

1. 国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な、義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を1/2に還元すること。「交付金化」や「一般財源化」を行わないこと。
2. 憲法の理念である義務教育費無償を実現するため、保護者負担がゼロとなり、学校施設整備費、就学援助・奨学金、教材費、図書費など、国の責任で教育予算の確保・拡充をすること。
3. 30人以下学級を早期に実現すること。また、教職員定数改善計画の実現と、ゆとりある教職員配置を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、

意見書を提出します。

平成21年9月18日

北海道美唄市議会

勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネットの再構築を求める意見書

パート・派遣労働者などの非正規労働者は現在、約1,800万人と労働者全体の3分の1を超え、しかも不安定雇用と低賃金のため、生活保護基準以下の収入で暮らすワーキング・プアなどが増大しています。年収200万円以下の就労者が1,000万人を超え、生活保護世帯も116万世帯まで増大するなど、かつて多数を占めていた中間層が二極化し、格差拡大にとどまらず今や貧困問題が深刻な社会問題となっています。

こうした中で、国民年金や国民健康保険の未納者の増大に示されるように、わが国の社会的セーフティネットの中核をなす、社会保険制度から排除される貧困層が増大しており、また、低所得、貧困層の「最後の砦」であるべき生活保護制度も稼働年齢などを理由に申請自体を拒否される事例が表面化するなど、問題点が指摘されています。まさに雇用・社会保険・公的扶助による社会的セーフティネットがくずれかかっていると言わざるを得ません。

こうした状況を放置すると、社会保障や税負担の担い手が減少するばかりか総合研究機構（NIRA）が、研究報告で明らかにしている通り無年金者が増大し、19兆円を超える生活保護費の追加負担が将来、発生することとなります。

格差社会是正と勤労貧困層の解消に向け、全ての国民に仕事を通じた社会参加と所得保障を確立するため、積極的な雇用労働政策と社会保障政策の連携による社会的セーフティネットの再構築がいま、求められています。

つきましては、わが国社会の持続発展と社会的セーフティネットの再構築による福祉社会の確立のため、以下の政策の確立、実施を強く要請します。

記

1. パート・派遣労働者など非正規労働者への社会保険・労働保険の完全適用と給付改善など、積極的雇用政策と連動した社会保険ネットの機能強化を図ること。
2. 雇用保険と生活保護制度との中間に、新たな「就労、生活支援給付制度」を創設し、長期失業者や日雇い派遣など低賃金の非正規労働者、母子世帯の母親への職業訓練など就労、自立支援を行うこと。
3. 住宅補助や医療・介護費補助制度の新設（住宅扶助、医療扶助の社会手当化、単給化等）を含め、生活保護制度が福祉の「最後の砦」として十分機能を発揮できるよう「生活保障制度」として抜本改革を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年9月18日

北海道美唄市議会

なお、提出先はそれぞれ案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 次に、意見書案第12号について、7番、長谷川吉春議員。

●7番長谷川吉春議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第12号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

核兵器廃絶へすみやかな国際交渉の 開始を求める意見書

今、人類の悲願である「核兵器のない世界」の実現に向かって、世界の歴史に劇的な変化が刻まれようとしています。オバマ大統領は、4月のチェコでの演説で、アメリカの大統領としてはじめて「核兵器のない世界」を追求することをアメリカの国家目標とすると宣言し、広島・長崎への核兵器使用が人類的道義にかかわる問題であることをはじめて表明し、そのうえで核兵器廃絶に向けて世界の諸国民の協力を呼びかけたのです。

まさに核兵器廃絶に向かっての大きな一歩です。

こうした劇的変化が刻まれつつある今、重要なことは、来年5月のNPT（核不拡散条約）再検討会議において、核保有国によって、核兵器廃絶への『明確な約束』が再確認され、核兵器廃絶をめざす国際交渉が開始されることです。

いま、唯一の被爆国である日本の政府が、核兵器廃絶のためのイニシアチブを発揮することがきわめて重要です。

また、核兵器廃絶の実現は、平和を求める諸国民の運動にかかっていることを銘記し、世界諸国民とも連帯し、核兵器廃絶の運動を

前進させるためにも先頭に立つことが重要です。

よって、政府と国会が、一日も早い核兵器廃絶の実現に向かって、下記の点でイニシアチブを発揮するよう要望します。

記

- 1 これまで米国の核戦略に依存し、核兵器廃絶に背を向けてきた政府の態度を改め、ただちに核兵器廃絶の国際交渉の開始を核兵器保有国政府に呼びかけること。
- 2 核兵器廃絶を求める世界諸国民の運動に連帯・激励し、自ら運動の先頭に立つこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年9月18日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました意見書案第8号ないし意見書案第12号の以上5件については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**意見書案第8号道路の整備に関する意見書ないし意見書案第12号核兵器廃絶へすみやかな国際交渉の開始を求める意見書の以上5件は、原案のとおり可決**されました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第10、陳情第1号サン・スポーツランドテニスコートの改修を求める陳情を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました陳情第1号については、所管の常任委員会に付託の上、閉会中も審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって**陳情第1号**は、総務・文教委員会に付託の上、**閉会中も審査**することに**決定**いたしました。

●議長内馬場克康君 以上をもちまして今期定例会に付議されました各案件は、全部議了いたしました。

これをもって、平成21年第3回美唄市議会定例会は閉会いたします。

午後1時04分 閉会

以上会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに
署名する。

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____